

第16回軽米町議会定例会令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会

令和 3年 3月 9日 (火)

午前 9時58分 開 会

議 事 日 程

- 議案第 1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 2号 軽米町すこやかベビー祝金条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 軽米町さわやかカップル祝金条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 軽米町長寿祝金条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 軽米町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 令和2年度軽米町一般会計補正予算(第9号)

○出席委員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君						

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	吉岡	靖	君
総務課	企画担当課長	日山	一則	君
会計管理者兼	税務会計課総括課長兼	梅木	勝彦	君
納・会計担当課長		福島	貴浩	君
税務会計課	課税担当課長	松山	篤	君
町民生活課	総括課長	橋本	邦子	君
町民生活課	総合窓口担当課長	橋場	光雄	君
町民生活課	町民生活担当課長	坂下	浩志	君
健康福祉課	総括課長	内城	良子	君
健康福祉課	福祉担当課長	角田	貴浩	君
健康福祉課	健康づくり担当課長	小林	浩	君
産業振興課	総括課長	長瀬	設男	君
産業振興課	農政企画担当課長	日脇	邦昭	君
産業振興課	農林振興担当課長	畑中	幸夫	君
産業振興課	商工観光担当課長	戸田沢	光彦	君
地域整備課	総括課長	江刺家	雅弘	君
地域整備課	環境整備担当課長	中村	勇雄	君
地域整備課	上下水道担当課長	福田	浩司	君
再生可能エネルギー	推進室長	戸田沢	光彦	君
水道事業所	長	菅波	俊美	君
教育委員会	教育長	大清水	一敬	君
教育委員会	事務局総括次長			

教育委員会事務局教育総務担当次長	工藤 薫 君
教育委員会事務局生涯学習担当次長	工藤 祥子 君
選挙管理委員会事務局長	吉岡 靖 君
農業委員会事務局長	小林 浩 君
監査委員	竹下 光雄 君
監査委員事務局長	小林 千鶴子 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	小林 千鶴子 君
議会事務局主任主査	関向 孝行 君
議会事務局主事補	小野家 佳祐 君

◎開会及び開議の宣告

○委員長（本田秀一君） では、ただいまから令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会を開会します。

この委員会は、本日から15日までの予定です。皆さんの慎重な審議をお願いします。

ただいまの出席委員は11人で、会議は成立しております。全員であります。

（午前 9時58分）

○委員長（本田秀一君） 本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第15号までの15件です。

議案審議の進め方についてお諮りいたします。議案第1号から議案第15号まで議案1件ごとに審議し、審議終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決することにしたと思います。

提案説明は本会議で終了していますので、議案番号順に補足説明があれば補足をお願いします、なければ質疑から入りたいと思います。

このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） それでは、会議を再開いたします。

◎議案第1号の審査

○委員長（本田秀一君） それでは、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、補足説明があればお願いいたします。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。これにつきましては、改正の趣旨につきましては本会議の提案理由の中でご説明させていただいております。

4項のところ、前項の手当の額は作業に従事した1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とすると規定しております。第1号のほうでは、前項、これは前項3項の第1号の作業というふうなところがございますけれども、これについては3,000円、長時間に及ぶ場合には4,000円。第2号におきましては、3項の第2号の作業を行う場合には1,000円、長時間の場合には1,500円というふうなことで、若干の差異があるところがございます。

この差のところの作業がいかように違うのかというのは、ちょっとご説明申し上げたいと思います。1号のほうの3,000円の金額につきましては、国のほうで

最初に作業手当を設けましたのは、昨年最初に中国のほうで発生が確認された場合に、武漢からの政府チャーター機に携わる者、あとはダイヤモンドプリンセス号の中であってPCR検査だったり治療をする業務に当たる者、そういった場所に行っ
て作業に当たる者というふうなことが想定されまして設けられた特殊勤務手当であります。

その後、11月の下旬ですが、27日ですけれども、この4項第2号に当たる部分、要は1日1,000円のほうの規定ですが、27日に人事院規則が改正されまして、ダイヤモンドプリンセスとかそういった中に行くのではないのだけれども、感染者と直接触れ合ったり、あるいは直接触れない場合でもやり取りがあるようなとき、そういった場合にはこの1,000円の防疫作業手当を支給するというふうなことで規定を改正しております。

当町の場合、この第1号に当たるような作業というのはほぼ発生しないものと思っておりますけれども、第2号、この1,000円に当たる場合、これも当町におきましては病院あるいは診療所等がなく、こういった作業はなかなかないというふうには考えておりますけれども、今想定しているのは避難所を設置して、その中に感染された方あるいは感染が疑われる方がいらした場合には、その対応に当たる、そういったときにはこの2号のほうの規定が適用されます。あるいは、県の要請を受けて感染した場所の防疫作業等やる場合がこれに当たるものというふうに考えてございます。

いずれ、そういうふうな形での金額の差が生じるというものでございます。

補足のほうは以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 補足説明終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 手当ですけれども、今、前でいうと臨時職員の方というか、正規職員ではない方にも、もちろんこれは1,000円出るのですよね。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） この条例につきましては、一般職の職員となっておりますので、正規職員というふうになろうかと思えます。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 今本当に正規職員ではない方も、看護師とか、保育士とか、いっぱいいますので、あと私が心配するのは訪問サービスをしていたり、そういう方々についても、これとは別に対処するように対策といいますか、基準といいますか、つくっていただきたいと思えます。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 会計年度任用職員のほうの対応状況等確認させていただきたいと思いますが、この辺、そういう場面が想定されるものかということについて確認されれば対応を検討いたします。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、1号議案を終わりたいと思います。

〔「委員長」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） はい。

○10番（山本幸男君） ちょっと勘違いしておりまして、専決分、本会議で専決処分した……

〔「報告」「事務局長から説明してもらったほうが……」と言う者あり〕

○議会事務局長（小林千鶴子君） 専決の報告、第1号と第2号につきましては、議会の同意を、承認を求める議案ではないので、報告をもって終結ということになります。

○10番（山本幸男君） 専決分と同じでしょう、今出ている……

○議会事務局長（小林千鶴子君） 例えば補正予算の専決分とかとはまた違う地方自治法の180条ということで、特に議会の承認を求めるものの報告ではないというものです。議会のほうで昨年議決して、行政のほうで専決処分していいですよということで、議会で指定した事案ということになります。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 生ごみの処理の問題だね。

○議会事務局長（小林千鶴子君） はい。損害賠償の。

○10番（山本幸男君） 生ごみの処理問題は専決処分、私はこの件は当たらないと思います。というのは、生ごみの事業を廃止して様々別なほうで、前に戻すというような案件だと思いますが、これは政策的なことでもありますので、事故があつて些少で専決処分というふうなことには当たらない。したがって、様々議論の対象になる案件だと思いますが、どうですか。

〔「委員長、ちょっと休憩して」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午前10時09分 休憩

午前10時15分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

議案第1号、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 議案第1号を終わります。

◎議案第2号の審査

○委員長（本田秀一君） 続きまして、議案第2号に入ります。

〔「2号に入る前に、委員長」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） はい。

○10番（山本幸男君） さっきしゃべったことを時間を取って機会を設けてもらいたいという要望。

○委員長（本田秀一君） 2号に入る前に皆さんにお諮りいたしますけれども、医療廃棄物が出た現場、現地視察ということで提言がありましたけれども、実行してよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 日時につきましてはこちらで当局側と相談して配慮したいと思います。

では、第2号を議題といたします。

議案第2号について、町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 議案第2号 軽米町すこやかベビー祝金条例の一部を改正する条例及び議案第3号のさわやかカップル祝金条例の一部を改正する条例とも、昨年12月の定例議会におきましての町議会の決議を踏まえて、2回にわたって関係課と打合せ、協議をした結果、県内の祝金の支給状況も踏まえながら、すこやかベビー祝金につきましては第1子から支給することとして、今回条例改正したいということで提案をさせていただいたものでございます。

改正内容につきましては、本会議で提案したとおりでございます。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 議会のほうから、特別委員会のほうから決議した部分を受け入れてこういうふうな制度、条例改正をしていただきました。これはこれとしてまずよしとしなければならないものだとは思いますが、私も一般質問の中でもちょっと触れましたけれども、これが第2子から今までのあれが第1子に繰り上がってきて、最終の4子以降が20万円という大きな額になったと。これはこれでまず現時点では前に進んだなということでよしとはしなければならないとは思いますが、ただ、議会の中で出た議論の中に、第1子のときの費用負担というのが夫婦にかかって負担が非常に大きいのだよと、現実的な問題として。そういうふうなことがお話が出ました。私、男だからというのは語弊がありますが、ちょ

つとその辺あんまりよく分からなかったのですけれども、女性の立場からすれば非常にそういうふうな部分はあるなというふうなことをお話しされました。

これは一時金としてのお祝いのあれですから、それはそれとしていいのですけれども、北上市の例、出産してから小学校に入るまで年間10万円、7万円だったかずつおあげするとかというふうな思いを持つ町も出てきております。ですから、子育て支援というふうなことを考えたときに、ましてや軽米の場合、日本一を目指したいというふうなことであれば、どこにも負けない制度をつくっていかねばならないというふうに思うわけです。そういうふうな場合に、ほかと比べてちょっとしたやり方だけで果たしていいのかなというふうに、その辺の議論はなかったのかなというふうなことをちょっとお伺いしたいなど。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 祝い金の支給額についてでございますが、確かに第1子出産の際には用意するものが多くあり、第2子以降の出産と比べて相当の費用が発生するというのはご指摘のとおりでございます。

しかしながら、2回の打合せ会議を通じて県内の比較的支給額が高いと思われる普代村とか、そのほか若干県外の支給額が高い支給をしている町村を調査させていただいたところ、出生率の向上に果たしてその祝い金の額が寄与しているかといいますか、関連性があるかというところを調査したところでございます。中山間地域でございますので、なかなか都市型の町と違いまして、人口減少に歯止めはなかなかかからないような傾向にはどこもあるところでございますけれども、その辺を踏まえてもなかなか支給額を軽米の今の倍とか上げたとしても人口減少の歯止めがかかっていない町村が多いのではないかなというふうに感じておりました。

そういうことも踏まえて会議に諮ったところ、議会においても第1子から支給すべきというような決議をいただいているところでもありまして、スライドさせたような格好にはなりましたが、第1子からお祝い金を支給するというところで今回条例の改正案を出させていただいたところでございます。

○委員長（本田秀一君） いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 一般質問にも様々提案をいたしましたので特別変わったこともありませんが、この検討会は関連する課長、各課の代表をもって決定したというような説明でございます。関係する課といいますと、どの課なのか、何人だったとか、ちょっと具体的にお伺いします。

それから、皆さんに、昨日の一般質問の参考資料にあった調査の資料配布してお

りますが、参考までに見てもらいたいと思います。昨年の出生数だと子供が27人で、そのうち第1子が11人と。27人というのは多分過去最低というようなことではないかなと思います。小学校の学級数からいえば1学級に入るといようなこととなります。3校あれば当然1学級にならないわけですが、ただ将来的には複式になるだろうというふうな形だと思います。

そこで、私はこの間の一般質問でも申し上げましたとおり、この支給されなかった11人に対して何らかの形でお祝いを申し上げるといようなことを対応したほうがいいのではないかとこのことを町長に申し上げましたが、町長の答弁は、委員会の中でも様々議論があろうから、その中の空気も気にしながら、対応したいとはしゃべったか、しゃべらないか、分からないのですが、私にはそのように聞こえました。そういう面で町長、改めてそのことについての言及をお願いしたいというのが第1点。

課長には、さっきしゃべった各課とはどこどこ、それから人数、何人、それからその審議の中で、私の資料、これは多分おたくのほうから流れてきて集計がこれでいいのかなと思いますので、この審議の中で第1子といようなこと、軽米の数はこうだといようなこと認識しながら、この子たちも何とか3万円を、幾らでもいいですが、あげたほうがいいのではないかとこのような話は出なかったですか。

〔何事か言う者あり〕

○10番（山本幸男君） 委員会の中で、はあ、今年からやったほういがべやといことを我々は何回もここでしゃべっていたわけ。だから、実態は27人のうち11人はひとりっ子のあれだわけです。だから、課長集まったとき、この人たちのところにもあげればいいのだとか、そういう優しい発言といのはなかったのかな、全然議題にならなかったのかと思っていたのです。答弁。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） まず、第1点目の関係課と打合せ、協議をしたとい、その関係課とはとい内容でございますが、町民生活課が担当課長と総括課長の2名、健康福祉課も同じ総括課長と担当課長をお願いし、それから総務課総括課長から出席していただいて助言といいますか、今後の方向について打合せをしたところでございます。

それから、2点目について、要するに昨年の4月に遡って支給したらいいのではないかといご質問の趣旨だと捉えましたけれども、よろしいでしょうか。

○10番（山本幸男君） はい。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） それについてでございますけれども、今回令和2年度、昨年の当初におきまして新型コロナウイルス感染症による国の緊急経済対策により特別定額給付金として4月27日の基準日までに出生した子の親に対しては

10万円の給付を実施したところですが、4月27日以降に出生した子との均衡を図るために、町では去年の4月28日から今年4月1日までに出生した子の親に対してそれぞれ10万円の子育て応援臨時給付金の給付をしているところでございます。

このことから、ご提案がありましたけれども、そのような形で子育て応援臨時給付金という形で給付しているところでございますので、遡及しての改正というのは難しいものだというふうに考えております。

○10番（山本幸男君） 話題にならなかったの。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 関係課長については、臨時議会等においても説明して予算はいただいている分について把握はしておりますので、特に話題にはなかったものと認識しております。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 同じことばかり何回しゃべったのだから、正直残念だなと、そう思っております。関係課は2課、教育委員会に入らない。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） いや、教育委員会は入らないです。

○10番（山本幸男君） 入らない。横断した課、関係課と2課で、それから総務課がお目付役として入ってきたというようなことで、5人ということですか。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） はい、そうです。

○10番（山本幸男君） 教育委員会が入らないということはちょっと疑問。それから、町長、もう少し、健康保健推進員とか、共食の関係とか、あと保母というか、保育所の関係とかという、そういう子育てに携わる人なども含めた委員会にすればもう少し気配りの利く結論が出たかもしれません。その構成はいかがだったかなと思いますが、どう感じますか。

それに、第1点と、先ほど質問いたしました第1子のほうへ繰上げと申しますか、課長、国の制度で10万円の給付が改めて4月以降も採用になったという話だったのですが、それはまず国の対応でありまして、私が言っているのは町独自が子育て支援でやっていく、この制度そのものには1子は外された、入っていないわけ。だから、私はそういう国の1子の方向を参考にしながら、町はないものですから、何とか第1子に特別……本会議でも申し上げましたが、出生祝い金は予算が多分残っていると、本会議でも課長は残っていますというようなかぶりを振ったように見えましたので、そういうのは前向きに対応してはどうかなと、課長、町長、そう思いますが、改めてどうですか。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 10万円の昨年の特別定額給付金につきましては、国から経済対策のために4月27日までに、繰り返しますけれども、出生なさった

親に対して給付したわけでございますけれども、4月28日以降の出生については、国の交付金が入っていますが、町の単独の取組として今年の4月1日までに出生した子の親に対して10万円の子育て応援給付金を給付することとしているわけでございます。

したがいまして、既に給付している部分もでございますので、昨年に遡っての給付というのは難しいのではないかなというふうに考えております。

○委員長（本田秀一君） いいですか。

○10番（山本幸男君） 町長。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 先ほど課長が申し上げたとおりでございますが、子育て応援給付金は、国の事業だろうというふうなお話でございますが、財源は国の対策でございますが、財源を使ってそういう給付をするのは町でございます。私は国だけの政策ではないというふうに認識しています。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 同じことの繰り返しになりますが、財源を使って、4月以降の方の出生については国のコロナ対策の対象になって支給していることですが、全額ではないという理解、というか、4月28日以降についてはというようなことは、もう少し詳しく説明願いたい。

それが第1点と、それから私が何回もしゃべっているとおり、去年は大変とコロナの時代で、コロナの影響もあつたかどうか分かりませんが、それで27人の出生しかない。来年度はもっと少ないだろうというような専門家のお話もあります。別に専門家といっても、大臣、首相が言うような専門家ではありませんので何とも言えませんが、そういうような中でのやはり軽米は様々な面から応援したのだよというようなメッセージを含めて、今年度の予算はまだ残があると私は理解しておりますので、町長、思い切って対策考えませんか、今月いっぱい。年末の整理予算の中で何らかの対応をすれば10万円と思いますが、もう一回改めて決意のほど。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） いずれ財源には限りがありますので、余りそうだから全部使ってしまおうというふうな、私はそういう考えはなかなかできるものではないよなというふうに考えておりますので、いずれ職員には常に行財政改革しっかりやりながら適正に、余ったから使い切ろうというようなことは慎んでいただきたいということは常に申し上げておりますので、今おっしゃるようなことには私はならないのかなという感じしております。

以上です。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

細谷地委員。

○9番（細谷地多門君） 今、私たちもこの人口減少あるいは少子化対策についての特別委員会を設置していろいろ議員で様々、また講師の方を呼んだり、またいろいろ将来の本町の理想といいますか、あるべき姿と、どうすればいいのかという難しい問題を抱えながら委員会を何回か開いているわけです。結果的にはどうなるか、ちょっとまだこれから先の話なのですが、今の各委員の意見等を聞いていますと、私はどうも根本的に違うようなことを議論しているなという印象を持ちます。というのは、別に金銭的なことを議論するなということではありませんが、それも大事、大事なのですが、果たして3万円を5万円に上げる、5万円を7万円に上げるというような感じでそれが解決できるのかなという感はしています。というのは、出生、迎えるに当たって夫婦間では負担が生じるというのは、これは言うまでもありません。子育てというのは金がかかる。そればかりでしょうか。やっぱり出生に関する何とかとかというよりも、その子供を一人前に育てるまで、あるいは育ててから、あるいは育てる経緯の中で、親の年収とか、経済状況とか、社会不安というか、様々な要素が関連して子育てというのがなかなか思うように踏み切れないというような部分もあるかも分かりません。

また、社会現象と言ってしまうとそれまでだかも分かりませんが、若い男女が町外、県外に流出してしまうという、一時は大学なり専門学校に行くにしても、そのままもう首都圏あるいは東北の中心となる仙台のほうに流れて行って戻ってこないというようなことが実態なわけです。地元を振り返れば、我々は一人でも多くUターン、Iターンなり来てもらいたいという状況があるのですが、なかなかいかんせん地域的に仕事がいっぱいあるわけではない。若者が定住・移住するには何かが不足している。だから、その定住・移住が決断できないというようなことかなと思っています。

県内各人口減少を抱えている市町村もいっぱいあって、ほとんどの市町村がそうなのですが、なかなかその流出に歯止めがかからない。それから、出生する子供の数も増えない。

これは、言い方はおかしいかも知れませんが、小手先の金額をちょっといじって上げた程度で、私は解決する問題ではないと思います。だから、このことの根本的な部分を、町長、難しい問題です、これは。私もどうすればいいのかよく分かりませんが、はっきりしたここだというのは確信はなかなか言えないのですが、町長自身はその辺はどのように認識していらっしゃるでしょうか。条例改正して数字、定数をいじることはそれは可能だかも知れませんが、それで解決できるのか、私はその辺が我々考えていくべきかなと思っていますが、その辺、町長いかがですか。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 私も、やはり若い方々が結婚に至る過程の中にいろんな課題を抱えて結婚に至るのかなというふうに思います。その中でも特に経済状態、家庭を持って子育てをして、そしてまた育ててというふうなことになるれば、常時いろいろ経済的な負担がどんどん増えてまいります。そういった中で、一番は若い人たちの雇用、やはり安心して働ける場所、そしてまた生活の糧を得られるような場所、そういったものをある程度確保しながらつくっていくことも非常に大事ではないのかなというふうに考えます。

そういった中で、公助、自助、共助ではございませんが、公的に様々なお支援を申し上げ、今軽米町では70を超えた政策を実施しております。来年度からは給食費も完全に無料化してまいりたいと思っております。医療費は高校まで今先駆けて無料化しておりますし、保育料もかなりの部分負担軽減となっているところでございます。

そういった中で、さらにこういったすこやかベビー祝金、様々な支援をしながら、それを拡充していくというふうなことは、それなりに私は必要だと思っておりますが、やはり限られた財源の中で実施するわけでございますから、できるだけ効果的な、そしてまた少子化の改善に結びつくような支援の仕方をしていかなければなりませんし、そういったことも我々もいろんな情報と資料等を集めながら提案申し上げていかなければならないというふうに思っております。そういった中で、今後非常に大きな視点でやはり産業振興、経済の活性化等多方面にわたりながら、さらに政策の充実というものを図ってまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 質疑ないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

◎議案第3号の審査

○委員長（本田秀一君） それでは、議案第3号を議題といたします。

議案第3号について補足説明があればお願いいたします。

町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 議案第3号の軽米町さわやかカップル祝金条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず第1点でございますが、第2条におきまして、これまでなかった年齢制限を設けたところでございます。新たに結婚届を提出した時点において、夫婦いずれも満45歳以下であることとさせていただいたところでございます。

これにつきましては、関係課と2回打合せ会議を開きまして、繰り返しになりますが、昨年の町議会の議決を受けて、祝い金の中のさわやかカップル祝金、それからすこやかベビー祝金の在り方について協議をしたところでございます。

その協議の過程におきまして、昔と違い今は高齢者同士の結婚も普通の時代であると、議会の議決を受けて少子化対策の一環として条例を改正するのであれば年齢制限を設けるべきだという意見がございました。そういう意見も踏まえて第1回目の調査を進めることとしたところでございます。

そもそもこのさわやかカップル祝金の誕生した経緯でございますが、平成2年に実施しました国勢調査の速報値におきまして、5年前の国勢調査と比較いたしまして人口が841人と大幅に減少したことを受けて、人口の減少を防止する、人口の増加と定着を図り住民福祉の向上を目指して、この2つのすこやかベビーとさわやかカップル祝金条例を制定したということでございます。

したがって、すこやかベビーとさわやかカップルは相互に関連性のある条例でございます、なるべく若者世代がカップルになって結婚をするのを祝いする、そしてできれば子供を授かっていただきたいというような相互に関連性のある条例であるということでございます。

次に、そういう経緯から、年齢制限を設けるということに関しまして、課内において具体的な検討に入ったところでございます。最初に、国の政策で結婚新生活支援事業という施策がございます。これは、平成28年度に閣議決定しました日本一億総活躍プランにおきまして、少子高齢化が深刻化する中、結婚した世帯を対象に新生活を経済的に支援する市町村の施策の実施を支援することにより地域における少子高齢化対策を推進するというを目的として、年齢基準が設けられております。この施策の対象とする年齢基準ですが、夫婦ともに39歳以下とされているところでございます。

その39歳以下とした根拠といたしまして、国では国立社会保障人口問題研究所が平成27年に実施しました出生動向基本調査のほか様々な統計調査の結果、総合的に判断した結果、夫婦とも婚姻時における年齢が39歳以下としたということを聞いております。

また、統計的にはどうなっているかというような観点から、厚生労働省が実施しております人口動態統計年報を調べてみますと、今から35年前の昭和60年は143万人余りの子が生まれ、このうち年齢が40歳以上の母親は8,469人で、率にして0.59%の出産率でございました。これが、35年後の令和元年度においては86万5,000人余りの子が生まれましたけれども、晩婚化の影響もございまして、40歳以上の母親の出産は4,919人で、率にして5.8%まで上昇しているということで、年齢制限を設けるに当たっては無視できない出産率となっ

ていることが分かりました。ただし、逆にこれが45歳を超えると出産率は0.18%と、急激に減少することも分かりました。

次に、それらを踏まえて担当課として年齢基準の置き方、どのあたりに置くのがもっともだと思うかということ考えた結果、厚生労働省が実施している不妊に悩む方への特定治療支援事業というのがございまして、男女とも不妊治療費を助成する内容でございしますが、それにおける年齢制限に着目をしたところでございます。これは、不妊治療を受ける際の妻の年齢が43歳未満であることが条件となっております。医学的にこの辺が限界になるのかなというような年齢基準になってございまして、担当課としてはまずはこの43歳以下として条例改正案の原案を作成したところでございます。

その後、2月18日に開催いたしました課長以上全員が出席の議案事前打合せ会において多くの意見をいただきましたけれども、最終的には夫婦ともそれぞれ45歳未満とするのが最も妥当であるというような結論に達しまして、今回の祝金条例の改正を45歳以下とさせていただきたいということで提案したものでございます。以上です。

○委員長（本田秀一君） 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） これまで45歳を超えて祝い金をもらった方は、ここ何年かで何組くらいありますか。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総合窓口担当課長、橋本邦子君。

○町民生活課総合窓口担当課長（橋本邦子君） お答えいたします。

昨年度まではちょっと分かりませんが、本年度においては1組おりました。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 夫婦いずれも45歳以下であることとなって、これは私も出産のことを考えてのことだと思っておりますけれども、45歳といえば若いなと自分としては思います。だから、夫婦いずれも45歳以下であるということだと、例えば46歳の方と30歳の方が結婚したとかだともらえないのですよね。いろいろ芸能人のこととか考えると、この年齢というのはちょっと若いなと思っておりますけれども、結構45歳過ぎて結婚する人というのはあるような気がするのですが、どうでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 厚生労働省が実施しております人口動態統計年報によりますと、平成2年の男性の結婚者数が58万1,000人余りで、その約7割の40万人が29歳までに結婚してございます。逆に45歳以上の男性の結婚と

ということとなりますと、3, 209人の0.5%の割合となっております。また、女性でございますが、平成2年は59万2,000人が結婚してございまして、29歳までにその9割に当たる52万5,000人が結婚してございます。逆に45歳以上となりますと、2,551人が結婚してございまして、率にして0.4%というような数字の結果となっております。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） これは初婚の数値ですね。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） そうでございます。

○3番（江刺家静子君） そうすると、子供を連れて結婚したとか、そういう方はもう該当にならないという、違いますか。45歳以下であれば、再婚同士とか、そういうのはもらえる。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 同じ方と再婚でなければ。

○3番（江刺家静子君） 今結婚するのが遅い人が多いので、年齢で切られるのが寂しいなと思いました。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 今いろいろと説明をしましたがけれども、軽米町の現状の説明がほとんどなかったのですよ。国はこうでありどうのこうのという言い方はされていましたがけれども、軽米町の現状はどうか。議会で決議の中で人口減少、少子化対策という特別委員会と言いますが、何か今の説明であれば、子供を産めない夫婦はカップルのお祝いほしくないよというふうに聞こえました。それでいいのですか。今、非常に大きな問題だなというふうに感じるわけです。ましてや45歳というふうな、それ以上の人たちにはもう結婚しても子供も産めないからお祝いをする必要はないのだというふうに受け取るわけです。こんなことを役所がやっているのですかね。何か役所の発想としては非常に大きな問題だなというふうに私は感じるのです。

私たちは、別に子供をとにかくいっぱいつくれ、つくれというふうなことだけでやっている特別委員会ではない。人口減少の問題はいろいろとあるのではないかと、その中に未婚・晩婚化というふうな言葉を使っています。いずれ軽米町の現状を調べてほしいなど。50代で独身の方、60代で独身の方、比率として何割ぐらいいるか、世帯に合わせて調べていますか。私はそれぞれの議員も各地区で、地域に戻れば、あそこにも50代の独身がいる、ここにも独身がいる、ほとんどがもう8割方独身ばかりだよというふうなことも言う人たちが多数います。ただ、それが数字として我々まだそれを調べているわけではないのですけれども。この現実において、50代であれ、60代であれ、やはり結婚してほしいというのが我々の大きな

課題ではないのかなと。

これを前面に出すことによって、45歳以上の人は結婚しなくていいんだというふうに町民から受け取られますよ。こういう大きな問題をこのまま提案してよろしいのですかね。

町長は、この辺、町民に対してどのように説明していきますか。まず、町長の提案した理由を、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） ぜひ今日は皆さんからいろんなご意見はいただきたいと思います。担当課で当初43、5、そういった年齢制限というふうな話で、それをまた全課長会議の中でいろいろ議論しながらこういうふうなご提案を申し上げましたけれども、今中村委員おっしゃるようなことも、十分そういったご指摘はご指摘としてあると思いますので、どうかここで皆さんそれぞれご意見をいただきたいというふうに考えております。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 我々議会に委ねるというふうに聞こえましたけれども、駄目だったら否決してくださいというふうな言い方なのかな、それでいいのですか。もう一回持ち帰って修正案を出すとかというふうなお考えはございませんか。否決されていいというふうな開き直りの言葉のような気がしましたけれども、そういうふうなことなのか、もう一度……まあ、ほかの委員の方々の意見、私だけではなく、聞いていただきたいとは思いますが。

〔「聞こえなかった、最後の、聞こえませんでした」と言う者あり〕

○4番（中村正志君） 皆さん方からの意見を聞いて……

〔「町長の答弁が聞こえない」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 否決してくださいとか、そういう丸投げで言ったのではございません。今課長が申し上げたように、いろんな議論があって、少子化対策としてこれが妥当であろうというふうな形でご提案申し上げているわけですから、これに対して率直なご意見をいただきたいということを申し上げております。

○委員長（本田秀一君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 先ほど課長から説明がありましたけれども、国の方針とかいろいろその経過とかを聞きまして、私とすれば納得できましたけれども、確かに今、現実として年齢制限とか男女のことを言えば問題が起きます。でも、このさわやかカップル祝金が生まれたのはなぜかということを考えてみたときに、やっぱり若い人が結婚して、経済的にそういうふうなことに支援していこうということから始ま

ったと思います。それが今、5万円だったものを10万円にしました。やっぱりそれでも大きな意義があるのではないのでしょうか。そのためにはやはりいろんなことを鑑み、考えて、年齢を45歳以上ではなく、45歳以下の人たちが、要は早く若いうちに結婚して子供を産んでくださいというような意味も考えれば、私とすればそっちのほうがいいと思いますけれども、それは私の考えです。

○委員長（本田秀一君） 意見でいいですか。

○11番（茶屋 隆君） みんな、委員の人たちの意見もということだから、私の考えを述べさせていただきます。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 本会議の一般質問で多少触れましたので、考え方はそのとおりでございます。ここの2条の（2）に45歳以下という字句が新しく入れたわけですから。これを明文化しなければならない、あるいは明文化したほうが活性化というか、めでたいことが、出生とか婚姻を進められるという考え方なのかどうかという、その辺は説明が不十分である。私は、45歳という数字をカットして、明文化しないで、このカップル条例をつくってはどうかと思います。町長、どうですか。明文化しない。明文化、45歳というのは様々な、多分ほかのほうでもそういう条例の中にこういう形でやっているところはないのではないかな、ありましたか。もし参考までに。

それから、昨日出してもらった資料の中の婚姻のときの件数なのですが、この中で45歳を過ぎて、2年、元年、30年、該当しなくなった件数、先ほど今年は1件と言ったか、その前のほうはどうですか。

〔何事か言う者あり〕

○10番（山本幸男君） いずれ満45歳の明文化することは避けたほうがいいような感じがしますが、今の時代は駄目なのではないか、これは。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 繰り返しになるかもしれませんが、この条例ができた平成2年当時は男性、女性とも30歳に到達するまでにほとんど結婚なさってございまして、年齢制限をするまでもない状況でございました。現在におきましては、例えば高齢者同士の結婚も、することは町としては当然お祝いしたいとは考えてございますけれども、この祝金条例の立てつけが、人口の減少を防止し、人口の増加と定着を図るという趣旨の下につくられたことを踏まえまして、また昨年度の議決をいただきました人口減少対策の一つとして祝い金の見直しを図ることという決議を踏まえたことなどから、様々な統計的な部分を加味しまして今回の年齢を45歳とさせていただいたところでございます。

他町村の年齢制限については、支給状況については調査しているところでござい

ますが、県内の市町村はちょっと私のほうで調査しておりませんでしたけれども、県外の結婚祝い金を支給しておる市町村はあまり多くないのですけれども、調査したところ、様々な観点から40歳以下の夫婦としているところ、50歳以下の夫婦、42歳以下の夫婦、それぞれの考え方から年齢制限を設けているところの市町村もあるというのは確認しているところでございます。

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 休憩しますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 20分まで休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時18分 再開

○委員長（本田秀一君） それでは、休憩前に引き続き審査を続けます。

議案第3号、質疑ありませんか。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） 先ほどの課長の説明に若干やっぱり違和感を覚えております。というのは、不妊治療の問題を例として出したのは、やっぱりその辺はいかがなものかなと思っているところであります。その不妊治療の問題を出すということは、今オリ・パラの問題が全国的に敏感になっているわけですが、やっぱりジェンダー平等という言葉が今もうテレビ、新聞等では物すごく敏感になっております。そういったことを考えれば、やっぱりそういう差別的なことに該当するのではないのかなと、私は感じております。

ですから、やっぱりそここのところは年齢制限はそういう基準はなくして、それと、あと町長はこれは提案者になっているわけですから、町長も全国町村会の役員をやった方でありまして、全国レベルの会議にも出席したというふうなことでありますから、やっぱりそういうことを考えれば、私は町長はもっと先見性がある方だろうなと思っております。ですから、この基準というのは例として出したのだろうとは思いますが、余りいい話ではないなと聞いておりました。

あと、厚労省の例が出されましたが、果たしてではそれが軽米にそのまま当てはまるのかといいますと、私は統計を取ったわけではありませんから分かりませんが、40歳以上、50歳、この辺の男性はいっぱいいますよ。ごろごろいますよとまではあまり大きな話に、風呂敷広げたような話になるかもしれませんが、やっぱり軽米の町には合っていないなど。いっぱいいますよ。もしかすれば、20代、30代よりはるかに多いかもしれません。統計を取ったわけではないです、私の想像ですが。そういったことを考えれば、やっぱり不適當な制限ではないかと思っております。

いずれ、女性も納得できるような提案のほうがいいのかなと思っています。

町長は、その辺、ジェンダー平等という言葉、どういうふうに解釈しているのか、発言を求めたい、そう思います。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 町長の答弁の前に、不妊治療の問題をこれに出して検討をさせていただいたものですが、この不妊治療自体の年齢制限に着目したということ、そのものではなくて、検討の過程で40歳以上の結婚する方も年々多くなっているし、無視できない数字になっておりましたことから、年齢制限を前提とした検討した場合、一つの検討の過程でこの不妊治療というものの年齢制限を検討したということでございます。

決して差別につながるないように、担当課といたしましても、今SDGsのお話が出ていましたけれども、持続可能な開発目標の5番目にジェンダー平等を実現しようという項目がございます。これは、すべての女性及び女兒に対するあらゆる形態差別を撤廃するというのが最初のターゲットになってございまして、担当課としても十分これにつきましては配慮しながら進めているところでございます。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） この問題と申しますか、非常にデリケートで、非常に微妙な点が多々あると思います。本来このさわやかカップル祝金という当初の考え方につきましては、人口減少の防止、それから人口の増加と定着を図る、そしてまたさらには住民福祉というようなことを当初の目的としてつくられておるわけでございますし、また名前もさわやかカップル祝金というふうなことでございますから、議員の中にも、若い世代の方々にやはり積極的に早く皆さんで結婚しましょうというふうな動機づけにもなるかと私は思いますので、今回いろんな観点の中で課長会議の中でも議論いたしましたけれども、こういった年齢制限を設けさせていただいたというふうなことでございます。45歳を超えた人たちが結婚したならばお祝いしないとか、そういうふうなことでは決してございませんので、そこら辺ご理解いただきたいなというふうに考えておるものでございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） 町長の趣旨は分かりますが、これは平成2年に制定された条例だということですが、やっぱり時代も変わっているものですから、それに見合った、今の発言のとおり20代、30代だとさわやかに見えたということだったろうと。ただ、それだと、へ理屈言うわけではないのですが、40代、50代は、ではさわ

やかに見えませんかと言うこともできるわけですよ。ですから、その辺をやっぱり年齢制限はもっと慎重であるべきだろうと私は思っておりますが、この年齢制限、果たして本当に必要なのかなと思っております。このところは再考すべきではないのかなと思っております。いかがですか、町長。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今、館坂委員からはそういうふうなご意見は拝聴いたしました。皆さんからいろんなご意見をいただきたいというふうに考えております。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 今、町長の答弁の中で、45歳を超えた人のお祝いしないわけではないという言葉がございましたけれども、ではどうやってお祝いするのですか。このさわやかカップルというのは、名前がたまたまさわやかカップルという名前を役場がつけただけであって、簡単に言えば結婚お祝い金ですよ。結婚した人たちをまずお祝いしようというふうな目的でつくられたものである。

ですから、同僚の中でちょっと話ししている中では、さわやかという言葉の中に年齢制限が出たのではないかなという話もありますけれども、そうではないのではないかなと。たまたまそういうふうな名前をつけただけであって、結婚したら誰でもやっぱりお祝いしようというふうな発想が役場にあったのかなというふうに感じるわけです。

それで、これから結婚しようとする人たちには、あっ、結婚すればこれをもらえるのだなというふうに思う人たちは当然いると思います。ほとんどがそうだと思います。それが何歳であってもそうだ。それが45歳という年齢制限されたことによって、あっ、俺は該当にならないんだと、自分は該当にならないんだというふうな人たちも当然出てくる可能性があります。例えば50歳の人が30歳の人と結婚した、60歳の人が43歳の人と結婚した、該当になりませんよね。でも、これからの時代はそういう年の差だって当然あり得ることです。結婚するというのは、それこそ町内だけで結婚するわけではない。軽米の人が二戸の人と結婚して軽米のほうに連れてくる。八戸の人と結婚して連れてくる。1人ずつ人口が増えるではないですか。さっきは少子化ということで、子供が生まれないと人口減少が解決したいというふうな言い方、限定していましたが、そうではなく、結婚というのはそういうことにもつながる、当然それで移住というふうな部分にもつながってくるかと思えます。

ですから、先ほどの館坂委員の話にもありましたけれども、いずれこの年齢制限、5万円から10万円に増にした、これの趣旨については賛成するのですが、やはりこの45歳、男女とも45歳でというふうなこの制限については非常に違和

感を感じるし、私は批判を浴びるのではないかという、それが一番怖いです。軽米は何だ、そういうふうなことをしていいのかというふうなことを言われかねないなど。また、私は、地域の人たちに50歳の人たちから、話をしたときに、おら結婚しても祝い金がもらえねえと多分言われるのだろうなど、それが非常に怖いです。果たしてそれでいいのかなと。

この部分だけでいいからやはり再考して、考え直す必要性を感じるわけですが、ここでいま一度軽米町の現状をどのように把握しているか。独身の方々、未婚の方々の年代層がどのような分布というか、率にあるのか、それをどのように把握されていますか。それも含めてちょっと答弁をお願いしたいのですけれども。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 重複する部分が多くあるかと思えますけれども、この条例のそもそもの立てつけが人口減少に歯止めを少しでもかけたいというところから出発しているところがございます。昨年の議会での決議がございましたところのお祝い金制度の見直しを人口減少・少子化対策に関する決議として見直しを行うというような観点から、担当課を中心として検討に入ったところがございます。決して45歳を過ぎた方はどうでもいいのだというような観点からスタートしているわけではございません。あくまでも若者世代も含めて結婚を応援したいという観点からこのような改正案とさせていただきます。

統計的な数字からすると、全国的な部分で先ほど当初説明をしたところがございますが、軽米は40代、50代の独身がいっぱいいるだろうというようなことでご発言をいただいたところでもございます。担当課といたしましては、その点については独身の40代、50代把握するのは困難でございます、ちょっと時間がかかるということで詳しくは調査はしてございませんけれども、国勢調査のデータによりますと軽米町の平成17年における女性の未婚率、これは25歳から39歳まででございましたけれども、これが未婚率が27.8%でございました。全国は36.1%という未婚率になってございます。これが平成27年度における国勢調査によりますと、女性の未婚率、これ25歳から39歳までですけれども、全国が36.9%と若干未婚率が上がってございますし、軽米町の未婚率が35.0%に増加している。そういうことで、全国と大体未婚率が同じような状況になってきたなということで、非常に担当課としては憂慮して心配な点であるというような、調査結果からそのような観点でおります。

それから、合計特殊出生率でございますけれども、平成25年から29年、最新の特殊出生率が全国が1.43に対して軽米町は1.50というようなことで、全国よりは若干高い数字が出ておりますけれども、合計特殊出生率というのは15歳から49歳の女性の年齢別の出生率を合計したものでございますが、子供がっぱ

い生まれているというような町はやっぱり1.8とか高い数字が出ております。それらも踏まえてできるだけ子供を産んでほしいと、合計特殊出生率の数字のデータも併せていつていただきたいという観点でいろいろ調査をしていたところでございます。

年齢別の階層については特段今回の調査には入っておりませんが、二十歳から29歳までの若者世代が相当減少している、それから中高年の世代が相当、全体の人口の率からすると増えているというような状況であるというような、今の状況はそのような認識でいるところでございます。

○委員長（本田秀一君） 中村委員、よろしいですか。中村委員。

○4番（中村正志君） いずれ質問したのに答えていただくというふうなパターンが多くて、私だけがしゃべっているのがあれですけども、ほかの委員の方々、考えを出したほうがよろしいのではないですか。上山委員、何かありませんか。

○委員長（本田秀一君） 大村委員。

○7番（大村 税君） 担当課の方々がいろいろな全国、県、そして自治体等の調査をし、苦労を重ねてこの案が出たものと、私は大変ご苦労に対しては敬意を表するものでございます。

ただ、今この委員の皆さんの意見を私が考えますと、やはりこの（2）については改正前よりも後退したというようなことであってはいかがなものかと、このように思います。

それで、この件については同僚委員の皆さんももう一度検討してほしいと。今回の場合には再考するというような方向でいつてほしいというのが皆さんの意見だと私は捉えております。そういうことからして、町長、いかがでしょうか。再検討して、すばらしいものをもう一度提案するというようなことを考えられないでしょうか。

というのは、今現状を把握しますと、45歳以上の男性あるいは女性もたくさんいると思いますよ。その方々が独り暮らしよりはやはり夫婦で生活基盤をすることが健康上にも大変いいと統計で出ておりますので、そういう方面にも目を向けるというようなことも考えながらお話し申し上げますと、再度検討して、協議をしながらよりよい案を出してほしいなど、このように思います。（2）についてですが、もう一度考えてほしい、いかがですか。

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時42分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 大変ありがとうございました。皆さんからいろんなご意見いただきました。我々も、このご提案の中身に関してはそこの考え方についてはお伝え申し上げましたので、いろんなご提案、ご意見等いただいたわけですから、それをしっかり持ち帰って検討してみたいというふうに思いますので、この件に関しましてはそういう取扱いをさせていただければというふうに思います。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

◎議案第4号の審査

○委員長（本田秀一君） 次に、議案第4号を議題といたします。

議案第4号について、補足説明があればお願いいたします。

健康福祉課福祉担当課長、内城良子君。

○健康福祉課福祉担当課長（内城良子君） それでは、議案第4号の軽米町長寿祝金条例の一部を改正する条例ですけれども、改正内容は、提案理由で述べたように祝い金の額について90歳の方の祝い金の額を5万円から3万円に、100歳の方の祝い金の額を30万円から20万円に、それぞれ減額改正しようとするものでございます。

改正の理由としましては、一般質問の町長答弁にもありましたように、少子高齢化の進展等社会情勢の変化を踏まえるとともに、県内市町村の祝い金の状況等を参考にしまして今回改正をお願いするものでございます。

続けて、今回提出しております資料について説明をしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（本田秀一君） はい。

○健康福祉課福祉担当課長（内城良子君） それでは、資料の1枚目ですけれども、長寿祝金の給付実績を平成15年からグラフ化したもので、裏面は給付実績についての数字で表したものとなっております。

1枚目のほうですが、長寿祝金につきまして平成16年に改正を行ってございまして、平成17年から給付額が減っているのが分かると思います。平成30年度までは平成16年度の給付額を大きく上回ることはなかったわけですけれども、令和元年の給付額は平成16年度より150万円の増となっておりますし、令和2年度の見込額も535万円で、令和3年度は595万円、4年度は675万円で、5年度は725万円と試算されております。それ以降も、人口構成により増加していくことが明らかとなっております。

また、資料の2枚目を御覧いただきたいと思います。県内の各市町村の高齢者に対する祝い金等を調査した資料でございますが、支給方法や支給年齢等様々となっておりますけれども、100歳で見ますと軽米町の30万円が一番高額となっております。下げた場合でも、県内では1番とっておきまして、先ほど申したように少子高齢化の進展と社会情勢の変化、県内市町村の祝い金の状況等を参照し、今回の改正を行おうとするものですので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（本田秀一君） 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 今の説明ですと、祝い金の支給が増えてきたことによって金額を下げなければならないというふうに聞こえました。平成16年だかに見直しをしたからまず減ったと。そうしたら、令和元年度から増え続けている。今後も増え続けると。説明を聞いていると、長生きするのがよくないなというふうに聞こえます。説明が果たしてそれでいいのかなと。これは逆に言えば、軽米町の高齢者というか、高齢者に対する、高齢者社会における健全な経営が長生きする人たちをこれだけ多く持っている、持つようになったということで、医療関係なのか、福祉関係なのか、分かりませんが、その結果がこういうふうな数字を表しているというふうに感じて、誇っていいことではないのかなというふうに思うわけですが、逆に困っているような現状の説明であって、果たしてどうなのかなというふうに私は感じます。確かにいろいろと……今の時代長生きするのが当たり前だと言うかもしれないけれども、やはり長生きしてお祝い、いろんなお祝いの仕方あるかと思えますけれども、これが金額が下がったというのをお知らせしたときに、どういう受け止め方をするのかと、さっきの話ではないのですけれども、何かその辺が心配です。いや、俺は長生きしては駄目なんだなという、年寄りの人に聞けば、そういうことを言う人も中にはいるのではないかなというふうに感じますけれども、その辺のところは、財政的な面だというだけで片づける問題なのかな。逆に言えば、高齢化社会において喜ばしい現象だというふうに考えられないのかなというのがちょっと寂しいなというふうに私は感じますけれども、その辺どのようにお考えでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 中村委員のご質問ですが、担当課として健康長寿を目指しておるところでございますので、決して長生きしてはいけないというふうなことでこの条例案を改正するものではございません。あくまでも平成16年の見直し当時の給付額を今回令和元年度、2年度を超えてきたということを考えると、また社会情勢によって変える時期なのかなというのがありまして、今回減額

ではありますけれども、改正の提案をさせていただいたということでもあります。よろしく申し上げます。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） それで、少子高齢化、少子高齢化と言いますけれども、少子化の話ではさっきいろいろな話があったので、では、これからますます高齢化の社会になる、私も含めてそうですけれども、65歳以上は高齢者だと言いますから、私はもうなっていますので。我々が今後高齢者としてどのような生活を送っていけばいいのかなというふうなことを考えたときに、いろいろと悩むところもないわけではないのですけれども、高齢化社会における軽米町のビジョンと言いますか、何かその辺のお考えはございませんでしょうか。もし総合発展計画の中で何か位置づけているのであれば、それでもよろしいのですけれども。ただ高齢化社会だ、高齢化社会だと言って、では高齢化の社会においてどのようにすればいいのか、もう長生きされれば、ただ単なるお祝い金減額しなければならないというだけなのか。やはり高齢者をどのように活用していくとか、いろいろなやり方が、ただただ福祉で見なければならぬというふうに思っているのか、いろいろな考え方はあるかと思うのですけれども、やはりそういうふうな高齢化社会における具体策も打ち出していかなければならない時期ではないのかなというふうに感じるわけですけれども、現状としてどのようなお考えをお持ちなのか、お願いしたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 町は高齢者の事業としまして、目標ですけれども、高齢者も一人一人いきいきと暮らすまちづくりというのを総合発展計画の中でも位置づけております。その中で住み慣れた町で最期まで生き生きと暮らすというふうなことで、生きがいを持って生活してもらうために老人クラブの活動の支援であったり、シルバー人材センターの活用であったりとか、そういったもの含めて健康で長生きしてほしいということで総合発展計画のほうにも位置づけをしているところです。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） では、3回目ですので最後にしますけれども、1つ、敬老会があるわけですけれども、80歳の方とか88歳の方、99歳の方はどうなのかは分からないのですけれども、お祝い品を、記念品なんかを贈られているかなと思いますけれども、何を贈っているのかなというのが1つ。

あと、この祝い金が例えば5万円が3万円になった、30万が20万円になったということと併せて、町民に説明するに際に、やはり高齢者の方々が全て健康で長生きしている方々が増えてきています。その方々に対してのさっき言った支援体制

というふうなものをいろいろ具体策もこれから考えなければならぬと、そういうふうなのをどんどんやっていかなければならぬと、そういうことでそういう事業に対して町としてお金をどんどん費やしていかなければならぬ、そこでこの一時金の部分は少しは減額させていただきたいというふうな考え方があれば私は納得するのですけれども、ただ単なる高齢者が、長生きする人が増えたから、金がかかるから駄目だというふうな説明ではなく、してほしいなというふうに私は思うわけですけれども、その辺今後、当然、あれっ、30万円もらえるはずだった、なして20万円になったべと言われる人もいないかなと。私は多分100歳までは生きないと思いますけれども、何か90歳あたりだったら、もう当てにしている人たちもいないかなと、ありゃ、去年だったか、5万円だったもな、今年になったっきゃ3万円になったというふうな人もいないかなと。やはりそういう人たちに直接、逆に担当者が説明しなければならぬときもあるのではないかなと。そういうふうなとき、何かしらやはり誤解のないような説明をしていただければ私は賛成したいのですけれども、ただ単なる増えたから減額するという財政的な、よく言う言葉、財源が少なくなったからという、そういう言い方は私は納得できないなと思いますので、その辺のところ、最後いかがでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） まず初めに、敬老会の記念品等でございますけれども、80歳の方に対しましては木杯を贈っております。町から木杯とタオルとか、お弁当とか、ジュースとか、あと社会福祉協議会のほうからはつえを80歳の方にはお祝い品としてあげております。祝状というものをあげるわけですけれども、88歳の方に対しましては祝状と銀杯を差し上げております。

いずれ、今回下げることについて、今後高齢者福祉のほうの充実ということですが、今までもたくさん事業等をやって取組を進めておりますけれども、今後についても高齢者福祉の充実を図るように取組を進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

○4番（中村正志君） もう一つ、今の答弁に対して。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） すみません、終わりと言っていて。なぜ敬老会の記念品を聞いたかといいますと、前に言われたことがありました。この木杯とか銀杯もらっても何なんねえなど。私はもらっていないのであれですけれども、うちのほうでおふくろがもらったりしてましたけれども、はっきり言って何の意味もないなというふうを感じる人は私だけでしょうか。もう少しこの辺のところ、細部調査して、もっ

ともらいがいがあるようなものを考えるべきではないのかなというふうに私は個人的には思いますけれども、その辺の反響はないのですかね。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） その記念品等については課内でも、中村委員がおっしゃっているように使う人いるんべえがとか、飾っている人はいるんべえがとか、そういった議論をしたところではあります。ただ、ずっと継続してやってきたものですから、今年から何だ、変わったじゃあとか、またそれはそれでどうなのだろうという議論もありまして、今までと同じように銀杯、木杯ということで考えてあげてきたわけですが、今後は皆さんの声を聞きながらそういったのは検討していかないと時代にも合わないのかなというふうなところもありますので、ただその記念品選びというところもまたどんなのがいいかなというのを考えるのもまた一苦労と言えば一苦労なところもありますので、課内で検討しながらその記念品等について検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○委員長（本田秀一君） ほかに。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） お昼ですから、午後から。

ここで午後1時まで休憩いたしたいと思います。

午後 零時00分 休憩

午後 零時58分 再開

○委員長（本田秀一君） それでは、休憩前に引き続き審査を続けたいと思います。

議案第4号、質疑ございませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 4号だけでなく、2号、3号、いずれにも関連しますが、支給方法、当該祝金の全部又は一部を商品券に替えてというふうなことの条文ですが、このことについてはもらう側はできれば現金のほうがいいというような情報があるように聞いております。実際は詳細はどんな感じになっているのかな、全部又は一部となっておりますが、私は全部という語句を削って、一部商品券にしたほうがいいというような形に直したほうが、できるだけ全部商品券というような印象が強いものに映るものですから、その点の考え方はどうですかというのが第1点。

それから、4号の長寿祝金についてはそのこのところはどうなっているかというのは分かりませんので、もしかすればそっちのほうは全部現金で20万円なり30万円を支払っているという現況なのか。ただ、町長が持参しているようでございますので、商品券を何ぼか混ぜてこれと合わせて30万円にするというような形になっ

ているのか、その現況について。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） ただいまのご質問ですけれども、まず長寿祝金についての現況でありますけれども、90歳の方には5万円ということになっておりまして、今ですと現金3万円と2万円分の商品券を差し上げております。100歳の方には、現金で30万円をおあげしているという状況であります。

今後、改正後についてでございますけれども、3万円については現金で、20万円についても現金での支給を考えております。

〔「カップル」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） さわやかカップル祝金条例に係る祝金の全部または一部を、祝金の一部として商品券を出したらどうかというご質問についてお答えいたします。

さわやかカップル祝金については、これまで商品券の発行をしてきたところでございます。この事業でございますが、人口減少による購買客の減少に加え、昨年度来からの新型コロナウイルスの感染症による影響で大きな打撃を受けている町内の商店を応援するため、町内商店から商品を購入していただきたいという考え方から祝金の半額を商品券で支給することとして考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

〔「前は」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午後 1時03分 休憩

—————
午後 1時03分 再開

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） ただいま答弁したのは、結婚祝金のこれまで5万円の支給した分については、町内の商店を応援するために全額商品券でお祝い金を贈っているところです。

それから、すこやかベビー祝金につきましてはこれまで第2子3万円、第3子5万円、第4子が10万円支給してございますが、第2子、第3子につきましては全額商品券という形で支給をしてございまして、第4子の10万円につきましては現金5万円、商品券5万円ということで支給をしております。

これは、平成18年に町内商店を応援するためそのような改正を行いまして、現在に至っているというような状況でございます。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 趣旨は、商店街を応援するのにそういうふうにするというようなことは分かりますが、ただ、それぞれ、さわやかカップルについても、すこやかベビーについても、そういうことによって様々な形態があると。応援だということでございますので、全部でなく、それこそ半々ぐらいとか、そういう面では検討してみてもいいですか。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） すこやかベビー祝金につきましては、第1子、第2子は今3万円、5万円、商品券で支給を考えているところですが、第3子10万円、第4子20万円というものに対しては、それぞれ半額ずつの祝い金ということにさせていただきたいというふうに考えております。3万円と申しましても、担当課としては、町内からできるだけ購入していただきたいという趣旨の下に、そのようなことでできれば進めさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（本田秀一君） ほかに議案第4号、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 質疑ないようですので、第4号を終わりたいと思います。

◎議案第5号の審査

○委員長（本田秀一君） 続きまして、議案第5号を議題といたします。

議案第5号について、補足説明があればお願いいたします。

地域整備課総括課長、戸田沢光彦君。

○地域整備課総括課長（戸田沢光彦君） 議案第5号は、軽米町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

岩手県におきましては、道路占用料の改定が令和2年4月1日から改定、施行されています。県におきましては、1級地から3級地に区分されておりますけれども、軽米町は3級地に指定されているところでございます。県の3級地の占用料と同額として改定するものでございます。

議案のほうを見ていただきたいと思いますので、占用料、金額で書いてあるところ、そのとおりの金額とするものでございます。

それから、4ページ目をお開きいただきたいと思いますけれども、右のほうの欄を見ていただきたいと思いますけれども、Aに0.023を乗じて得た額というのが上から3つ目ぐらいの囲みにありますけれども、このAというのは土地の1平方メートル当たりの地価を指すものでございます。ですので、例とすればA、Aがまず1万円だとすると、0.023を掛けますと230円ということになります。そういったことで、平方メートル当たり1万円につき230円の占用料をいただきますというふうなものになります。

消費税の関係は8%から10%に改定になったということで、1か月未満のものについては消費税が課税になるということでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○委員長（本田秀一君） 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

〔「資料の説明してもらってもいい」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 資料説明。

〔「はい、ナンバー2の3」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ナンバー2の3。

〔「これは別だ、俺が要求したけども、3年度の一般会計予算のときの道路整備に関して質問したいので」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） いいですか。

〔「予算のとき」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） では、予算のときに説明願います。

ほかに質疑ありませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 質疑ないということで、議案第5号を終わります。

◎議案第6号の審査

○委員長（本田秀一君） 続きまして、議案第6号を議題といたします。

議案第6号について、補足説明があればお願いします。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） それでは、議案第6号は補正予算でございますけれども、歳入全般を私のほうから説明させていただいて、あと歳出についてはそれぞれの担当課からの説明とさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、10ページをお開きいただきたいと思います。第2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税でございますけれども、1,170万円を補正いたしまして2,170万円としたいというものでございます。当初予算では1,000万円の歳入見込みとしておりましたけれども、実績に基づき今回補正させていただくものでございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目の総務費国庫補助金でございますけれども、8,560万2,000円を補正いたしまして12億7,285万5,000

0円にしたいというものでございます。これにつきましては、説明欄3行目のところ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の9,755万円の影響が一番大きいものでございます。そのほかの特別定額給付金に係る歳入については、実績に基づく減額となります。

4目の土木費国庫補助金でございますけれども、458万8,000円を減額いたしまして1億128万9,000円にしたいというものでございます。これも、社会資本整備総合交付金、実績に基づく減額とともに、その交付金のメニューであったものは道路メンテナンス事業費補助金というふうなことで別メニューになりますので、それについては今回1,956万2,000円を補正計上させていただいておりますが、合わせての減額は458万8,000円になるものでございます。

次、8目商工費国庫補助金でございますけれども、3,835万6,000円を補正計上させていただいております。説明欄、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金とありますが、かるまい交流駅整備事業に係る補助金でございます。

次のページでございますが、県支出金、1項県負担金、民生費県負担金、45万8,000円を減額し1億4,794万2,000円にしようとするものでございます。9節の子育てのための施設等利用給付費負担金として5万円を計上しておりますが、国保の保険基盤安定負担金の減額等により減額となるものでございます。

それ以下は実績に基づく減額としております。

12ページでございますけれども、22款町債、1項町債でございますが、それぞれ減額となっているものにつきましては、事業の確定等により減額をするものでございます。9目の減収補填債でございますが、520万円を計上させていただいておりますが、これにつきましては本会議での提案理由でご説明申し上げたとおりでございます。

歳入の補足説明は以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 以上、歳入の説明が終わりました。

予算書の進め方についてお諮りしますが、歳入歳出ごとに質疑を進めたいと思います。歳入は歳入全般を、歳出については款あるいは項、目ごとに、その説明の量に合わせながら進行してまいりたいと思います。このような進め方でよろしいですか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 歳入の前に、繰越明許費あるようですけれども、これの説明はないのですか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 繰越明許費につきましては、提案理由の中で18事業、10億2,946万9,000円というふうなことでご説明申し上げました。

総務費の総務管理費、庁舎トイレ改修事業、庁内ペーパーレス環境構築事業、あと路線バスＩＣカード導入支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業として進めているもので、補正の措置から期間がなく繰越しとさせていただくものでございます。

あとは、戸籍の住民基本台帳費については後で担当課のほうから説明させていただきます。

それとあと、民生費の軽米保育園医務室増築事業、次が農林水産業費のスマート農業導入支援事業、農村環境改善センタートイレ改修事業、ミレットパーク園内施設エアコン設置事業につきましては、これも新型コロナウイルス感染症対策事業として実施しているものですが、執行の期間が確保できないということで繰越明許とさせていただくものでございます。

あとは、農林水産業費につきましては町営米田八木沢大平牧野雑用水送水管布設事業１，２９２万２，０００円でございますけれども、これも昨年の末に発生した事業ということで、期間確保の観点から繰越明許とさせていただくものでございます。

あと、商工費、かるまい交流駅（仮称）整備事業につきましては、医療廃棄物の出土等で事業に遅れが生じたため明許とさせていただくものでございます。

あと、土木費の町道下晴山貝喰線道路法面对策事業２億６，０００万円につきましても、これにつきましても本年度から進めているものですが、明許繰越させていただきます。

あと、教育費につきましては小中学校情報通信環境整備事業から社会教育費の移動図書館車整備事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業等として行うものですが、事業の期間の確保の観点で明許繰越とさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君）　ここまで質疑ありませんか。

中村委員。

○４番（中村正志君）　トイレ等の繰越しはあるということは前の議会でも説明があったので予想はしていたのですが、これほどの多くの事業が繰り越されるのかなというのがちょっとびっくりしていました。確かに１１月、１２月に補正して短期間であるというふうなところもあるのですが、私が見たところで７月あたりに補正した事業もそのまま繰り越されているというふうな状況の中で、果たしてなぜなのかなというふうなことを感じました。

例えば、私が正確かどうか分からないのですが、何か小中学校の情報通信環境整備事業というのは７月３１日付の補正だったなと思ったりして……そのほかに

も7月あたりに補正したのもあると思うのですけれども、普通であれば7月に補正したら当然年度内には終わるのではないかなというふうに……中身がちょっと分からないのですけれども、その辺どうなっているのやというふうにちょっと思うところもあります。

あと、ほかの例えばあともう一つ、スマート農業導入、これ確かにコロナで12月あたりに補正したわけですけれども、12月あたりに募集してあれして、なかったというのなのかなというふうに感じるのですけれども、何かこういうのは私から見れば毎年これから始まるのかなというふうに思ったので、あれ、これ何で繰越ししなければならないの、来年は来年でまた同じ事業が事業としてあるのではないのかなと、こう思ったりしているのですけれども、この辺は今年だけの事業で来年はないから繰り越すというふうに捉えればいいのか。何かちょっと……国でこういうふうな事業を始めたといったら、今年はこうで、来年もやりますよというふうになれば繰り越さなくてもいいような気がする。その辺のちょっと仕組みがいまいちよく分からなかったなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 担当課のほうから。

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午後 1時22分 休憩

午後 1時22分 再開

○委員長（本田秀一君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 私のほうからは、スマート農業の導入事業についてご説明申し上げます。

12月に補正した予算でございます。これは、2月26日まで募集期間としていたものでございます。これは、今のところ6件の申込みがあり、2月26日の募集期間というのは、その制度の内容を理解した上で、機械導入でございますので、機械屋から見積りを取る期間であったり、そういう期間が当然必要になってまいりますので、それを踏まえて26日までの募集の期間とさせていただいて、6件申請がございました。

予算は2,500万円という予算になっておりますので、その6件の方々、農林水産省のほうで指定している機械であれば当然うちのほうでは採択をするという要項をつくっております。6件の方全てそれには該当いたしますが、今度は予算の範囲内で優先順位をつけるために改良普及所、農業振興センター、農協を審査員にお願いをして、その優先順位の審査会を今後実施する予定としております。その後交付決定をいたしまして、実際に機械屋に発注をかけて納品になると。完成検査を行って、申請どおりであれば、そこで検収をして支払いをするという手続になります

ので、繰越しをお願いするものでございます。

スマート農業については以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） そうすると、このスマート農業の事業というのは来年度は新たにはないのか、事業はこれで終わりだということですか。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 地方創生臨時交付金を活用したスマート農業導入事業は、今のところは今回、臨時交付金を活用させて実施すると。これからは、臨時交付金、令和3年度以降も発生してくるのか、あとは農業者の皆様方の今後要望等もあるのか、その辺を見極めた上で自然のめぐみ基金等の活用の方向性も含めて検討していきたいと考えております。

○4番（中村正志君） 事業はあるということ。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） いや、事業は、今の要項は今回限りの要項になっております。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか、質疑。

○4番（中村正志君） さっきの教育委員会。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総合窓口担当課長、橋本邦子君。

○町民生活課総合窓口担当課長（橋本邦子君） 戸籍情報システム改修事業の明許のお願いでございますけれども、令和6年度に本格稼働する住基の国外転出者のマイナンバーカードが海外に転出した後も使えるとか、戸籍を本籍地外でも交付するというふうなシステム改修でございますけれども、令和2年度に行うものでしたが、国のシステム改修に係る改定版の仕様書が遅れたということに伴って、これに業者がソフトウェアを開発するのにも遅れてしまって、それにさらにコロナの影響で現地に出向くことが思うようにならなかったということで、軽米町では令和3年度になるということになりました。

以上で繰越明許費の説明にいたします。

○委員長（本田秀一君） 教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 繰越明許の部分についてご説明申し上げます。

小中学校の情報通信環境整備の事業につきましては、ご指摘のとおり7月に補正をいただいて進めるということでやっておりました。準備して業者選定とか、そういったことをしていたところに、なかなか対応できる業者が見つからないということがありまして、その業者をとにかく見つけて、そして対応していただくということで、設計等お願いをしてということになりました。それらのことがちょっと遅れた部分となります。

あともう一つは、備品等については購入できるわけなのですが、LANケーブル等を接続するための機器等がちょっと納品することが時間がかかるということがありまして、3月の中旬以降になってくるということになりまして、その部材等がそろわないということで、工事の部分について、それから設計監理の部分について繰越しをお願いして事業を進めたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） それでは、ちょっと別なところで。町道下晴山貝喰線の法面の対策事業が3月31日までの工期で契約されてスタートしたと思うのですが、果たしてできるのかなというのは、逆に言えば全く私も心配だったので、この進捗状況はどういう状況なのか。

○委員長（本田秀一君） 地域整備課環境整備担当課長、江刺家雅弘君。

○地域整備課環境整備担当課長（江刺家雅弘君） ただいまの中村委員のご質問にお答えいたします。

この法面对策事業につきましては、現地のほうでも説明会を開催いたしまして、法面对策と冠水対策と併せた工事を施工するというところで進めております。10月末に入札を行いまして、11月5日に臨時議会を開いていただきまして契約の議決をして、11月10日から3月31日までの工期で現在進めているところでございます。

しかしながら、現地も見ていただいたとおり、かなりの急傾斜の法面ということで、機械での伐採が不可能だということで、当初から人力での伐採を見ておりますけれども、この人力の伐採も、急勾配だということで、設計では1か月程度の伐採を見込んでおりましたけれども、やはり伐採するまでさらに1か月、2か月時間がかかったということで、1か月程度が2か月にかかったと。

それから、当初予定していた冠水対策の部分ですけれども、河川側にブロックを積む工事になりますけれども、当初設計で想定していた岩盤の深さが実際岩盤の深さが深かったということで、深くなったことによって、本来道路面で作業する部分が深くなったということで道路の上での作業も少し困難になったということで仮設道路、河川のほう今閉め切りを仮設道路を造って施工しているわけですが、この仮設道路の施工にも1か月ほど時間を要したということで、伐採で1か月、それから河川の仮設道路で1か月、それから法面对策を護岸のブロックと並行して進める予定でありましたけれども、2月に発生した地震等がありまして、若干の落石等も発生しております。いずれ並行しての作業というのが非常に安全対策を考えれば厳しいなということで、本来はブロックと法面と同時に施工する予定でしたが、ブロックをある程度仕上げたからでないと、作業スペースを確保してからで

ないと法面对策のほうに入れたいということもございまして、本来は3か月程度でブロック、法面を同時並行で工事を完了する予定でしたけれども、ブロックを施工して、それから法面对策に入るということで、その分3か月、合わせまして5か月程度工事のほうが遅れる見込みとなったということで、繰越しをして事業を進めていくということにいたしましたのでございます。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 工事が大幅に遅れることによって生じる工事費の増額というのは発生するのでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 地域整備課環境整備担当課長、江刺家雅弘君。

○地域整備課環境整備担当課長（江刺家雅弘君） 工期が遅れたことによって工事費が増えるというようなことはございません。ただ、仮設道路、先ほど説明しましたけれども、例えば仮設道路を施工した。当初設計で見えていない部分、そういう部分と、あと岩盤が深くなったことによってブロックも変わってきますので、その分についての変更の増ということはありません。ありますけれども、工期が延びたことによって工事費が増えるというようなことはございません。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） では、今の件はよろしいです。

別な……先ほどスマート農業の話をお聞きしましたら、今年は今年で進めていって、期間がなくて来年度に繰越しだということでしたけれども、何か庁舎トイレとか、農環センターのトイレ等について、何か前に聞いたときはまだ何も手つけていないような言い方をされていましたが、この前の一般質問の中でも何か改修の内容の希望等もあったようですけれども、そういうふうなものが考えられる余地があるかどうか。分かりますよね。トイレに何か……設計ができていなければまだ考えられるのか、全然その事業に対して進んでいないのかどうか、その進捗状況。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） トイレの改修、あと農環センターのトイレ改修については、今設計が最終段階になっております。

一般質問において、田村議員のほうからベビーベッド等の設置を考えてはどうかというふうなこともあり、またそれをちょっと今検討しているところでございます。ただ、ベビーベッドなのですけれども、いかんせん今のスペースの中で洋式化とか水洗化をやるというふうなことなので、ベビーベッド、例えば男女両方に設置をできれば一番いいと思いますし、多目的トイレ等もできればいいのでしょうけれども、なかなかスペースの関係がありまして、皆さんが希望されるとおりにとはちょっといかないのかもしれませんが、間もなくその設計も完了するというふうな段階でございます。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 今の件はよろしいです。

次、庁内ペーパーレス環境構築事業、これは我々も含まれるのか、タブレットどうのこうのというような内容のようですが、今後のスケジュール等がどのように進められようとしているのか、教えてください。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 今回のペーパーレス環境構築事業については、議会のほうのペーパーレス化も進めさせていただきたいというふうに考えておりました。なかなか機能が高くても使いづらかったりすれば、なかなかなじんでもらえないというふうなこともありますので、そういった使いやすさ等も踏まえつつ、機種の設定等を進めているところでございます。

当然議会のほうにも、機械を渡して終わりではなくて、機器導入後はその使い方等を丁寧に説明をさせていただきながら対応させていただきたいというふうに考えておりますが、まだ、今全国的にテレワーク等が進んでいるということもあって、機器の導入もなかなか思ったとおりに調達できない状況で、その辺まだ機械の導入にも入っていないところなのですけれども、新年度になれば多分そのスケジュール感、具体的にお示しできるものというふうに考えてございます。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

○4番（中村正志君） はい。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 同じページなのですけれども、教育費のほうの事業名のところに、例えば幼稚園費の説明が小中学校等トイレ等改修事業、その上の小学校費、中学校費も小中学校、小中学校とあるのですが、これはこの説明で間違いはないのですよね。

○委員長（本田秀一君） 教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） お答えします。

小中学校、それから幼稚園も含めてのトイレ改修に係る設計の事業名の小中学校等ということで一括してお願いをして進めているという事業名としてやっているもので、科目分けをして、項目分けをしておりますが、同じ事業として並行して進めているということで、そのようなことで名前をそのままにしております。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） すみません、それでいいということでした。

そうしたら、7ページも聞いていいでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 7ページ。はい、どうぞ。

○3番（江刺家静子君） 学校教育施設等整備事業、中学校大規模改修事業というのがあ

ります。930万円。事業中止によるということで廃止ということなのですが、これは繰越しでもなくともう廃止ということで、一旦どういうあれで予算化しているのか、そしてそれを中止することになったかということをお聞きします。

○委員長（本田秀一君） 教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） これにつきましては、中学校の高濃度PCB廃棄物処理とLED化に向けた大規模改修工事を行う予定でございましたが、そちらのほうを中止ということにしたもので、その歳入に当たる交付金と、併せて事業債ということで930万円をお願いすることにしておりましたが、それを併せて減額をするということになります。

これにつきましては、高濃度PCB廃棄物の処分期間が令和5年の3月31日までと定められている中で、昭和52年の3月までに建設改修された建物の場合はPCB使用の可能性が高いとされておりまして、軽米中学校は昭和48年に竣工であることから型番等調査して蛍光灯の安定器に高濃度のPCBが含まれているものということで考えられることから、令和元年度にPCBを使用した照明機器の交換工事ということについて国庫交付金等への事業の計画書を提出して、後に内定、交付決定を受けておりました。

令和2年になりまして、予算措置、それから調査、設計監理業務を委託して細部を調査したところ、高濃度PCBを含んだ安定器はごくわずかであったために事業対象とならないということになりまして、その交付金の取下げと、併せてそれに付随する中学校大規模改修工事事業債930万円も減額ということでお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、歳入全般についての質疑を受けたいと思います。

中村委員。

○4番（中村正志君） 何ページでしたか、商工費、交流駅の補助金がありますよね。

○委員長（本田秀一君） 何ページ。

○4番（中村正志君） 何ページでしたか、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金3,835万6,000円、入っているようですけれども、これはこれでもうこの事業の歳入の部分はないのか。来年度は来年度でまたあるのか。これは多分環境省の補助事業ということで最後まで採択どうのこうのというので遅くなってやったという

ことのものだと思うのですけれども、総額何ぼに対してこれだけの補助金があったのかというふうな内容をちょっと教えていただければ、説明いただきたいと思いません。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） これは、令和2年度分の環境省所管補助事業、ZEB事業の令和2年度分の補助金交付決定額、現在のところの補助金決定額でございます。これは、補助対象事業費の3分の2の補助金でございます。環境省所管の補助事業は、令和2年、3年、4年度までの町が予定しているそれぞれの年度の補助対象額について、その単年度ごとに、事業採択は3年間で事業採択されますが、交付申請は単年度申請となっておりますので、令和3年度の補助事業該当分につきましては4月以降、おおむね5月から6月頃になると思いますが、その頃が補助申請の時期となってまいります。令和4年度も同様です。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 確認ですけれども、多分今年2年度の分についてはこの関係の工事は全く行われなくて終わるのではないかなと思うのですけれども、それでもまず2年度分としての補助金は交付されるということで受け止めてよろしいのでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 環境省から事業の採択、事務の審査を委託されている静岡県の一般業者が審査機関になりますが、そこを通して環境省に確認をして繰越しは可能であるということで、現在9月から10月、補助事業の完了時期ということで現時点では届出をしております。それは今後、繰越しの内諾はいただいておりますが、正式な書面はこれから提出という予定で進められているものでございます。

○4番（中村正志君） これが繰越しされるということ。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 繰越しされるということです。

○4番（中村正志君） 次の議会。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか、歳入全般。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、歳出に入ります。

13ページです。2款総務費、1項総務管理費。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） それでは、歳出の総務費の説明、総務課所管分の説明をさせていただきます。

最初に、議会費のところからなのですけれども、議会費、共済費が13万4,0

00円の減となっておりますけれども、以下、各科目の給料、手当、共済費は人事異動等に伴うもので、共通した理由となっておりますので、それぞれの科目での説明は割愛をさせていただきたいと思えます。

2款総務費、1項総務管理費の一般管理費なのですが、この中の3節職員手当等の説明欄の一番下ですね、退職手当特別負担金は、これ増額になっております。942万9,000円ということでございます。退職予定者が見込みより多くなるというふうなことで、今回補正計上させていただいております。

あと、4目の財産管理費、88万8,000円を補正計上させていただいております。これにつきましては、農村環境センターの暖房のファンコイルユニット、あとは庁舎のし尿浄化槽のポンプの交換等が至急の修繕が必要になりまして、今回補正計上させていただいたものでございます。

総務課分は以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 2款総務費、1項総務管理費、11目諸費のうち町民生活課所管分といたしまして、県単医療費助成金の返還金を4万8,000円お願いするものでございます。

これにつきましては、後期高齢者医療制度におきまして県と一緒に実施しているわけですが、その半分については経費が含まれていることに伴いまして精算によって返還金が若干生じたので、今回補正をお願いするものでございます。

それから、13目の特別定額給付金給付事業費につきましては、9億589万4,000円に対して今回1,194万1,000円を減額し、8億9,395万3,000円とするものでございます。

昨年来の新型コロナウイルス感染症に関わる経済対策によりまして特別定額給付金給付事業を実施したところでございまして、3,768世帯に8億8,820万円の交付をしたところでございます。

交付に当たっては、国から当初事務費として軽米町が1,629万4,000円を交付するというところでございまして、それを予算化したわけでございますが、実際支出済みが574万8,133円の精算となりまして、残り1,054万5,867円を今回不用減として減額するものでございます。

あわせて、特別定額給付金として18節の負担金補助及び交付金、140万残額が発生しましたので、今回減額の補正をさせていただきたいということでお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それでは、総務費、1項総務管理費の11目諸費でございますけれども、令和元年度子ども・子育て支援交付金返還金として20万6,000円、令和元年度子どものための教育・保育給付交付金返還金が17万8,000円ですけれども、これはいずれも交付金の実績報告等により返還金が生じたものでございまして、年度を越しておりますので諸費として予算化させていただき返還するものでございます。

○委員長（本田秀一君） 以上、2款総務費の説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 2款総務費を終わります。

3款民生費に入ります。

町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） それでは、15ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち、27節繰出金についてご説明を申し上げます。法定繰出金でございます国保特別会計への繰出金でございますが、保険基盤安定分、財政安定化支援分それぞれ合計255万7,000円、事業費確定により減額となるものでございまして、今回減額補正をお願いするものでございます。

3款については、町民生活課分は以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、内城良子君。

○健康福祉課福祉担当課長（内城良子君） それでは、3款民生費、1項社会福祉費の3目老人福祉費について説明いたします。

12節委託料200万円の減につきましては、高齢者世帯配食サービス事業委託料の不用見込額を減額補正するものです。

その次の27節の繰出金につきましては、568万8,000円の減で、介護保険特別会計への繰出金となっております、こちらも不用見込額を減額補正するものです。

6目障害者福祉費の12節委託料の33万円につきましては、障害者福祉管理システム改修業務委託料ということで、令和3年度から障害者福祉サービス等の報酬改定がありまして、そのシステム改修の業務委託料を補正するものでございます。

続きまして、3款2項の児童福祉費の1目児童福祉総務費についてご説明いたします。16ページになりますけれども、4目児童福祉施設費、12節委託料400万円の減につきましては、広域入所児童保育実施委託料を不用見込額ということで減額補正するものです。

○委員長（本田秀一君） 以上、説明が終わりました。3款民生費、質疑受けたいと思います。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 3目の老人福祉費、繰出金、介護保険特別会計繰出金、これ不用見込みということで減額となっていますけれども、その算定がどういうふうになって不用額が出てきたのでしょうか。利用者とか人件費、いろいろあったと思うのですが。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） 江刺家委員の質問に対してお答えしたいとお思います。

繰出金につきましては、介護保険会計の補正に関わることなのですが、そちらでも説明いたしますが、補正は人件費が減額したことに伴い繰出金が減額になるものがございます。

以上です。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、3款民生費を終わりたいと思います。

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 休憩という声がありますので、2時10分まで休憩します。

午後 1時57分 休憩

午後 2時09分 再開

○委員長（本田秀一君） 休憩前に引き続きまして、4款衛生費に入ります。

健康福祉課福祉担当課長、内城良子君。

○健康福祉課福祉担当課長（内城良子君） それでは、4款衛生費、1項保健衛生費の3目予防費について説明いたします。

18節の負担金補助及び交付金の700万円の減額ですけれども、こちらは軽米町地域企業感染症対策支援事業費補助金ということで、不用見込額として減額補正するものです。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） 私からは、4目保健事業費についてご説明申し上げます。

内容としては、委託料を569万2,000円減額するものがございます。こちらは、がん検診の委託料でございます。がん検診は例年春に行っているところなのですが、新型コロナの影響で延期となりまして、秋に行ったわけですが、延期の影響とかコロナの影響等で受診者が大きく減少したところで、マイナス569万2,000円の減額ということになります。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） それでは、4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費についてご説明申し上げます。

14節工事請負費を114万4,000円減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、入札減によりまして残額が生じたので、今回減額の補正をするものです。

それから、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、1億4,191万円を251万9,000円減額しまして1億3,939万1,000円とするものでございます。内容につきましては、12節委託料、これにつきましては老朽化が進みまして看板の用をなさなくなった3枚の3か所の看板について撤去をしたいということで、今回24万8,000円お願いするものです。

17節の備品購入費につきましては、ごみ収集車購入費1,143万6,000円の備品購入費の予算に対しまして契約済額が786万5,000円ということで入札減が発生してございますので、363万1,000円、不用減として減額をお願いするものです。

続きまして、21節の補償、補填及び賠償金86万4,000円をお願いするものでございます。これにつきましては、生ごみ処理事業用機械賃貸借契約中途解約に係る賠償金といたしまして、みちのくクボタに38万8,584円、協全商事に47万4,440円お支払いをするため、今回補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（本田秀一君） 4款衛生費、説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 保健衛生費、3目の軽米町地域企業感染症対策支援事業費補助金というのがありますけれども、これはあれですか、地域企業感染症対策というの、中身がよく分からないのですけれども、やらなかったということでしょうか、それとも一部使ったけれども、残ったということでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、内城良子君。

○健康福祉課福祉担当課長（内城良子君） 質問にお答えいたします。

こちらの事業につきましては、町内の店舗、事業所、中小企業、新型コロナウイルスの感染症予防として消耗品であったり、消毒液とか、備品とかを購入する感染対策に係るものについて補助するというような事業となっております。計画のほうは町内180事業者で5万円ということで計画をいたしました。2月10日の締切りで30件の申請ということで、不用見込額が発生したということで減額補正するものでございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 生ごみ処理事業のところについて、解約賠償金86万4,000円という予算になっていますけれども、ちょっとこの事業は何年から立ち上げて何年までの契約だったのが今解約することになったのでしょうか。

それから、脱炭素、一般質問で費用対効果という話がありましたけれども、もう最初から、2年目、3年目、多分支出も同じだったので、その金額だというのは分かっていたと思うのですが、今ここに来て費用対効果ということで途中でやめてしまったというのは、もう少ししたら順調にいくという希望はなかったのでしょうか、お聞きします。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 生ごみ処理事業につきましては、二戸広域での焼却処理費負担金の縮減、地球温暖化対策の推進を目的といたしまして、平成29年度の途中から2社と機械賃貸借契約を締結して実施してまいりました。

契約期間につきましては、それぞれでございますが、5年間の契約というようなことになってございまして、クボタとは平成34年5月31日までということなので、来年の5月31日まで、それからちょっと借りの時期が違いますが、協全商事とは遅れて契約しておりまして、平成35年1月31日までの契約期間となっております。それぞれ5年の長期継続契約を締結しておりまして、これまで実施してまいりました。

それで、費用対効果の部分ですけれども、当初初期投資が非常にかかるが、アースラブ菌等縮減する余地があるというような見込みで実施してきたところでございますが、実際はアースラブ菌、人件費はそのまま横ばい、アースラブ菌も、年間300万円ほど予算化してございましたけれども、思ったほど縮減することができない状況でございました。そういったことから、平成29年度の決算では627万円ほどの支出でございまして、それ以降年間500万円前後経費をかけて本日に至っているわけでございますが、厳しい財政状況も踏まえまして検討を重ねた結果、3月31日をもって終了することとしたものでございます。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） アースラブ菌とかという菌をやってごみを減らすという方式だったかと思うのですが、今になって何だかあれですけれども、実際に作業した人たちは専門家でしたのでしょうか。やっぱりこれは軌道に乗せていくためには、ある程度研修というか、専門家の指導とか、その指導にしても実際研修してうまくいくようにやって始めていくべきものではなかったかなと思います。

それで、お金がそのぐらいかかるということも最初から分かっていたのかなと思って、また燃やすということになると、今までやっていたのは何だろうと思ってしま

いますが、そのところはどうか。

それからもう一つ、2人の方がいつも生ごみを回収に、2人の方というか、2人来て回収していくのですけれども、この人たちは今度は仕事はなくなるということでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） この生ごみ処理事業に係る作業員につきましては、町が会計年度任用職員として雇用している職員でございます。

今後燃やすことにつきましては、当面、令和3年度におきましては焼却処分というような形で進めさせていただきたいとは思っておりますが、あわせて令和3年度、まだ議会の皆様に説明できる状況、段階にはなってはございませんけれども、生ごみを含む様々な一般家庭から排出するごみを炭化して、それを燃料とするようなものが今国内で物すごく出てきているようでございます。それら一部実証試験を数回計画してございますし、またほかの先進地と言われる視察研修なども予定しながら生ごみの縮減に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、その作業員については生ごみが終わると終わるのかというような、雇用が打ち切られるかということの質問でございますが、引き続き、当面生ごみは生ごみとして回収したいというふうに考えておりますので、また粗大ごみ等の応援要員ともなっておりますので、回数は若干減るかもしれませんが、引き続き雇用については対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（本田秀一君） 細谷地委員。

○9番（細谷地多門君） 私も前、一般質問で生ごみの処分の作業工程というのか、過程というのか、その実績等を聞きながら、費用対効果というものを聞いた記憶がありますが、そうすると課長、あれですか、ごみ収集車、パッカー車というのかな、専用の、生ごみのね、一般家庭ごみとか様々、あの車を使って回収をするということと理解していいのですか。ではなく、今までどおりたるみたいなものを積んで、家庭を回って歩いて収集して、それで焼却のほうに回すというようなこと、どういう作業形態になるのでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 生ごみについては、最終的には二戸地区クリーンセンターでの焼却処分ということで、本年度については計画しております。生ごみについては、これまでどおり、1トンダンプによって回収をしておりますので、当面その1トンダンプをもとに回収していきたいというふうには考えております。

○委員長（本田秀一君） 細谷地委員。

○9番（細谷地多門君） 費用対効果という割には、何かその回収の方法もあまり合理的ではないような感じがするのですが、でもそうするというのであればそうでしょう

から、どうも理解に苦しむのですが、その辺の円滑な作業というのか、それがうまくいくのかなど。やっぱり経費面でスリム化を図っていくというふうなことであれば、パッカー車で回収するとか、あってもいいのかなというふうなことを素人勘定で思うのですが、どうですか。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課町民生活担当課長、橋場光雄君。

○町民生活課町民生活担当課長（橋場光雄君） 先ほどの質問についてお答えいたします。

本来であれば、細谷地委員が言うとおりに、パッカー車で収集したほうが1回で済むわけなのですが、今後生ごみ処理を別の事業で処分する関係でその部分は、処理量を統計的に集めるために、ちょっとそういう手間かけた形で、データ取ってきちんと適切に処理するための工程として1トン車のほうで回収を考えております。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「山本さんないですか、山本さんが話してくれると思ったすきや、山本さんがしゃべればいい、専決処分の話」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） 今朝怒られたので。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 今朝ほど山本委員から出た専決処分のことの話がありましたけれども、ここで今予算が出るというのは私想定していなかったもので、専決処分が先か、予算が先か、ちょっとよく、いまいち逆に言えば分からなかったのですけれども、その辺の事務の進め方の規則的なことがちょっと分かれば……賠償金をどうのこうのというときは予算があるからやるのかなど思ったりしていたのですけれども、そのときには予算がなくて賠償金をただ確定するためだけの専決処分をして、今ここで予算を新たに補正したというふうに見えるのだが、その辺、専決処分と今の補正予算との関わりはどのようなふう理解すればいいのですか。今言ったのは、山本委員が言ったのもそういうことではないのですか。

○10番（山本幸男君） 俺は専決処分にこの案件は該当しないということをしゃべって、今日は皆さんから怒られたので。俺も質問します。

○4番（中村正志君） 山本委員がしゃべってくればそれでいい。山本委員が解決すればいいんだ。

○委員長（本田秀一君） 山本委員、こっちの質問がありましたので、中村委員の答弁させてから。

町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） まず、生ごみ処理事業用機械賃貸借契約に係る賠

償金につきましては、法律上、町の都合で相手方との契約を中途解約することによりまして、民法415条の規定による債務不履行に基づく賠償責任が生じることとなりまして、法律の専門家から助言を仰ぎながら相手方と協議を重ねた結果、2月19日付で中途解約の合意に至り、双方合意書に押印をしたところでございます。

これにつきましては、先ほど来申し上げましたとおり、それら2社に対して金銭を損害賠償金として支払うこと、それから合意内容に関しましては3月31日をもってその解除日以降は当事者間に現契約に基づく債権債務は何ら存在しないことを相互に確認し、今後本件に関し一切異議の申立てはしないというような合意内容となっているものでございます。

この日をもちまして専決処分の日としたところでございますが、支出に関しましてはその後の議会にお諮りして予算化をした上で、3月31日以降解約になるわけでございますので、その日以降に相手方からの請求を待って中途解約における賠償金としてお支払いする必要があるということで、今回議会にお願いするというような流れとなっております。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 私は単純に思ったのは、損害賠償の専決処分した時点でその金額を予備費から支出するものなのかなと思ったりしていたわけです。そうしたら、それは先に金額を確定して、それを約束した上で、後から予算措置をしているということが果たして事務手続上どうなのかなと思ったのですけれども、もう一つは何か3月31日以降に支払いするような言い方に聞こえたのですけれども、そうだったら来年度の予算ではないのですか。ちょっとその辺、誤解のないようにお願いします。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 今回契約しているのは3月31日までの契約になりますので、それまでは通常の毎月それぞれ月額分、リース料という形でお支払いしているところでございまして、それとは別に解除日以降において請求書の提出を待って、本年度において支払うというような格好になるものと思っております。これについては、支払いについては出納閉鎖期もありますので、その範囲内でお支払いをしていくということになるかと思えます。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） ということは、3月31日付の専決書をもらうという、だってあなたは今出納閉鎖期があると言ったけれども、4月1日以降にどうのこうのという日付とは果たしてどうなのかなと思う。いや、来年度の予算でなくてもいいのであれば。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 債権自体につきましては、合意書によりまして2月19日に確定していることですので、支払いについては別段令和3年度の当初でなくて2年度の予算の支出ということで、いつでもいいというのはちょっと語弊がございますので、3月31日以降の日付で請求書を頂いて、支払いするというようなことになろうかと思えます。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

○4番（中村正志君） まあ、いいや。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） どうでもいいことですが……失礼しました。今朝ほど突如、一番先にこのことを議論したいなと思って私はこの発言をしましたが、ちょっと議運とかの段階の中で若干説明があって、本会議でも説明があって、そういうルールを議運の中で認めていたというようなこともありましたが、もしかすればそうかもしれないませんが、ちょっと私の頭に残っていなかったものですから質問しますが、これはまず一つは専決処分に値しないのではないかとという一つの疑義です。交通事故の少額の問題とかについては議会のいちいち承認を得なくても支出してもいいというような合意、申合せというか、があった。それと同じような形で専決処分あるいは報告1、2という形で出しましたが、それはちょっとそこらの交通事故とは別個に考えたほうがいいのではないかと。したがって、専決処分を報告1、2というには当てはまらないと、今朝方からそう思っておりました。ただ、その前に了解したかもしれませんが、考え方をちょっと、これからのこともあると思えますので、ちょっと総務課長でも、どなたでも、それはそうでないというようなご指導をいただければなと思えます。

あとは、ついでにしゃべると、今松山総括課長がしゃべった説明でございますが、3月31日に請求書もらって払うということであれば今日はまだまだ時間がある、いとまもないとか、そういうようなことでもならないし、補正予算も出しているわけですから、そうすると特別専決処分、払うことは今日の議会終わってから、3月31日以降に専決、支払ってもいいのではないかとというような感じもいたします。

そんな面では、いずれ今回の専決処分は、事故でなく、政策的なこと、生ごみの収集はしませんよというメッセージなわけで政策的なことだから、なじまないと私は思ったりしますが、その辺はどうですか。

それから、あと町民との関係ですが、町民にはもう3月いっぱい生ごみは回収しませんよというように何かお知らせ版などで教えているわけですか。その点は町民の了解を得ているかというところちょっと大げさですが、そういう手続はなされているかどうかということも併せてお願いしたい。4月から私はおらほの回りばんこで当

番ですから、掃除をしなければならない。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） まず、これは専決事項に当たらないのではないかと
というご質問でございますが、専決事項の指定についてということで町の例規集に
よりますと、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号に規定するうち、1
件100万円以内の損害賠償の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関
することについて町長の専決処分事項に指定するというようになっております。し
たがいまして、交通事故だけに限らず損害賠償の額を定めることや和解、今回のよ
うな事案もこれに合致するものだと、担当課といたしましては考えております。

それから、生ごみを廃止することに伴います町民に対する広報活動はどうなっ
ているのかということでございますが、生ごみ自体の直営による縮減事業は3月31
日をもって終了いたしますけれども、今後の生ごみの活用については引き続き検討
していかなければならない重要な案件だと担当課といたしましては捉えております
ので、引き続き生ごみは生ごみとして収集し、量などを管理することによって今後
のごみの縮減に資するようなことで進めてまいりたいというふうなことでございま
すので、表面的には変わるものではないということで、最終的な縮減については終
了するものでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに考えております。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 総務課長、同じ見解ですか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 専決事項については、今松山総括課長からお話し
いただいたとおりでございます。この規定していただいた中で、交通事故に限るとか、
そういったことが一切なく、損害賠償というふうなことであればそのようなことで
解釈させていただくのが通例の解釈の仕方ではないのかなというふうに考えており
ます。

あと、専決処分と予算の時期なのですが、これが専決処分の指定をいただしてい
ないときには臨時議会等を開き、この和解の議案と予算書と同時に提出させていた
だき、ご審議いただいていたわけなのですが、今回指定いただいたということで、
先に和解のほうを専決処分をさせていただいた。ただ、予算のほうは要は専決処分、
お互いがこれでいいでしょうという和解をしなければ額が確定をしませんので、ど
うしても専決処分の後、両方でこれでいいでしょうといった金額に基づいて予算の
ほうは補正措置させていただく。これがちょっとやり方としてどうかというふうな
ことであれば、和解のほうは専決処分として指定させていただいているので、和解
と、あと補正予算の専決処分を同時にさせていただいて、和解に関わる分について
は報告案件、あとは予算の専決処分については報告をしてご承認をいただくという

ふうな手続になるのかなというふうに考えております。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 正直言って納得できないと、私は今そう思っています。なぜかといえば、今やった生ごみの関係は政策的なことだと、これからはごみの収集についてはこうやっていきますよというような町と町民との約束事でありまして、その辺。今回はたまたま町民の負担がないからそれはそれでいいのかもしれませんが、もしかすれば町民の負担が出てくるような可能性の議案はあると私は思います。そんな面ではまず専決処分という言葉、それから議会の資料の中には報告1、2とかという言葉がありましたが、それらの今回のあれにはごっちゃにしないほうがよかったのではないかなという思いが強いです。

いずれ、多少私はそういう違和感を持っておりますが、ただそれはそれとしてまずいいです。特別町民の負担が出てくることでない、従来どおり回収するというようなことを町民に流していますか、お知らせ版とか、それからその他の方法で。例えばごみの選別するのもスタートはやっぱりそのほうが効率的で、経済的でというふうなことでバケツの……あれは町が配布して、もしかすればコンポストを投げねばいだったと思う人があるかもしれません。また、コンポスト投げたのをまた集めてきて、そういうふうなことになるかもしれませんが、町民にどのように徹底しているかというのを。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 町民にどのような広報をするのかというようなご質問と捉えました。先ほどの答弁と重複する部分もあるかと思っておりますけれども、生ごみは生ごみとしてこれまでどおり収集はして、重さ、年次ごとの推移など統計を取るために、これまでと同様に回収をしたいというふうに考えております。

したがって、最終的にアースラブ菌を使った縮減事業は終了いたしますけれども、今後の生ごみの活用に係る試験等に活用させていただきたいと考えておりますので、町民に対しては、これまでどおり回収を行うというようなことでございますので、特段に回収方法が変わるとか、そういうのではございませんので、特段広報活動は行う予定は今のところございません。何か変更があった場合は、当然のことながら広報活動を展開して周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 従来と変わらないから、そういうふうなことですが、変わることだね、俺は変わることだと思うね。生ごみを一緒に出してもいいですよ、今までどおりやってください、回収します。でも、それではせっかく契約してやっていたものの意味というのがないのではないですか。前にもごみでなく、プラスチックでない、リサイクル……何だった、みんな分別して……

〔「プラの部分ですか」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） プラの部分。

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午後 2時45分 休憩

午後 2時46分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 若干繰り返しになるかと思えますけれども、町民にお願いする分はこれまでどおり変わらず、分別収集あるいは生ごみは生ごみとして回収することとなり、生ごみに係る最終処分についてはこれまでとは違うということになりますので、広報の関係についてはちょっと内部で検討させていただきたいというふうに考えます。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 逆ではないかなと思います。生ごみはバケツに入れて、そうではないのは焼却の方に入れているわけです。今度はごっちゃにして、生ごみも突っ込んでもいい、それから燃えるごみと一緒に出してもいいと、またそういう処理をするわけだ、クリーンセンターと一緒に、そういうことにはならないのですか。

〔「分かりやすく説明してください」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 生ごみに関しましては、一旦生ごみは生ごみとして収集し、トラックごとの重量計といいますか、計量計に乗って回収の量を量った上で、令和3年度におきましては二戸クリーンセンターに持ち込みまして最終的には焼却処分をさせていただきたいというような方向でございます。

したがいまして、初めから生ごみを一般の家庭ごみと混ぜて出すというのではなくて、これまでどおり分別での収集をしたいと考えておりますので、町民の皆様方には引き続きご協力をいただきたいと思いますと考えております。

そういうことで……

〔「コンポストと同じように」「それとは違う」

「それやれば混乱すんべ、また何だりしゃべれば」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 大変今回皆さんに生ごみの分別ご協力いただいていることに関し

まして改めて感謝、御礼申し上げたいと思います。

なかなか今の生ごみの処理に関しましては経費がかかり過ぎるということで、一旦見直しということで、新たな今生ごみ、できるだけ資源にしていきたいなというふうなことで考えております。

そういうことで今、仙台のほうのあるメーカーで炭化機械の非常に経費がかからないで炭化できるというふうな機械が私たちも今情報でつかみまして、何回か通って、そして軽米町のごみを、生ごみ、それから燃えるごみも含めて炭化を試みてみたいなと思っております。そういうことで、これがうまくいけば非常に安い燃料で、例えばそれをバイオマス発電所に使う、バイオマス発電所も来たいというところもございまして、また大型園芸施設の燃料にもなると思います。そういうことで非常にごみを炭化して資源にしているいろんな産業振興と申しますか、波及するというように考えておりますので、そういうことで少し、当初予算の中にもその実証試験と申しますか、少しこちらからごみを運びまして、そこの機械でまた炭化してみたいと思っております。

さらには、今鶏ふんもやりながらいろいろデータを集めまして、ごみ、鶏ふんあるいはまたいろんな残渣、ホップとか、いろんなつるとか、ああいうふうなものの残渣とか、そういったものもできるのではないかなというふうに思っておりますので、そういうところを試しながら軽米にある資源を主に燃料あるいは資源に変えていろんな産業振興のほうに役立てたいというふうに考えているところでございまして、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 説明は分かりました。いずれ別な大きな構想もあって、エネルギーに変えるというような様々な勉強をしていきたいというような答弁は理解しました。ただ、だからこそ専決処分でなく、報告1、2でなく、こういう構想に基づいてやっていくのですよと、そのためにというような形のほうが私は道理に合うと、そう思っていますが、これからの勉強にしてください。終わります。

○委員長（本田秀一君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 私からは要望ですけれども、町民生活課のほうでコンポストを奨励して半額、町からの負担があります。コンポストを使えば、ちょこっとした土地があれば、そこで生ごみを処理できて、今までいろんな、例えばコーヒーかすを入れれば臭いが出なくなる、あと米ぬかとか土とか、それと混ぜれば腐葉土というのですかね、堆肥化して腐葉土になる。そうすれば、それをまた家庭菜園であれ、ちょこっとした花、花壇等には使えると、そういうふうなことで本当に緻密にやれば私はできないことはないと思うのですけれども、確かに町なかでちょっと土地が少なかったりして土がなければできないかもしれませんが、そういうふうな

ものも、今町長からも説明ありましたが、何かそういった機械とか薬剤を使えばそれなりにできると言うけれども、本当に家庭でもできると思います。

私はコンポスト、町で半額負担していただき、買ってからは、ほとんど生ごみは出したことがありません。自分の家で全部処理できます。そうすれば、うちの家内は花壇やっていますけれども、お花のところにそれを使ったり、あとは家庭菜園にでもそれが使えます。やっぱりそういうふうなことをもっともって啓蒙していったほうがいいと思いますけれども、そうすれば少しでも生ごみの削減になると思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） コンポストにつきましては、補助率を現在5分の4まで引き上げまして、町民の皆様から活用していただいているところです。補助率の引上げによりまして、令和元年度と令和2年度比較しましたところ、倍以上の希望者がおりまして、本年度2回にわたりまして補正予算のお願いをしたところでございます。

ご意見があるとおりに、コンポストを利用することにより家庭菜園にも使えるような肥料になるということをご指摘のとおりでございますので、生ごみの処理と同時に、さらにコンポストの啓発に努めてまいらなければならないというふうに考えておりますし、令和3年度においても広報活動を通じまして普及活動を強化してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（本田秀一君） 衛生費、まだ質疑ありますか。

〔「あります」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） がん検診の委託料が減というのが、よく耳に入りませんでした。検診者の数が減った、何回も有線で放送していましたが、今年は終わりですか。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） がん検診につきましては、当初は4月の予定だったのですが、新型コロナの影響で11月に延期となりまして、やはりその延期、例年と時期が違うということとか、感染に対するあれで、大体例年の3分の1ぐらいの受診者になっております。

来年度はまた時期を戻しますので、皆さんには受けていただきたいと思います。

○10番（山本幸男君） では、来年は受けるから。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 不法投棄の看板を撤去するようですがけれども、3か所と言っていましたよね。

〔「どこだ」と言う者あり〕

○4番（中村正志君） 撤去して終わり、これからあとは新たにまたやらないのか。というのは、どこなのか分からないのですけれども、不法投棄といえば大きいのから小さいのいっぱいあるかと思うのですけれども、あちこち投げ捨てがかなり多いなどというふうなこともちょっと実感しております。この辺は看板があればやっぱり幾らか気が引けるのかなと思ったりして、撤去して終わりだということではなく、やっぱり可能性があるところにはそういうふうなものを、少額でもいいからつけておくべきではないのかな。

ちょっと言われたところが県境に近いほうのところで、崖のほうで、あそこに投げ捨てられているよと。ただ、木が生い茂ってくると見えなくなってしまうとか、そういうふうな場所があって、ちょっと私も確認していないのですけれども、何かあちこちにそういう場所があるようだし、私、東バイパスのほうを結構毎日のように通っているのですけれども、これからだと思うのですけれども、袋ごとごみを捨てていく人たちが毎日のようにある、モラルの部分だと思えますけれども、そういうふうな啓蒙活動もやはり積極的に行うべきだと思いますので、この辺のところは撤去して終わりではなく、新たな対策というものを常に考えるべきではないかなと思えますけれども、これで終わりなのか、新たな何か考え方があるのか、教えていただきたい。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課町民生活担当課長、橋場光雄君。

○町民生活課町民生活担当課長（橋場光雄君） 中村委員の質問に対してお答えします。

まず、今回予算計上した看板は平成13年度に国県道沿いに設置した6基のうちの3基ということになっております。もう19年経過した看板自体の文字等が消えて用をなさなくなっているもので、これは県の屋外広告条例に違反する広告ということでちょっと指導を受けたもので、今回の補正で急遽やらせてもらいました。

撤去した後につきましては、大きな看板の設置というよりも、投げ捨てられる場所、場所に「不法投棄はやめましょう」という注意喚起の看板を設置したいということで、予算は要求させていただいて、今年度の看板購入しております。それは小さな看板で、数を増やして啓発のほうを図りたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 不法投棄の問題ですけれども、子供たちは育成会で毎年年度初めにその地区、地区であれ自分たちが登校しているところのごみを拾います。本当に感心なことだと思います。捨てているのは親、私たちだと、成年している人たちだと思うのです。そういうことを考えれば、私たちも例えばごみ拾いをやってみれば、私もいつも犬と散歩していれば物すごく捨てられています。何でこんなとこ

ろに捨てるのだろう、車からごみ捨てるなんていうのは私にすれば考えられないですけれども、そういうことも少しみんな考えて、啓蒙活動とかそういうふうなことが、看板を立てるよりもそういうことにあれしていったほうがいいと思いますけれども、いかがですか。

○委員長（本田秀一君） 町民生活課町民生活担当課長、橋場光雄君。

○町民生活課町民生活担当課長（橋場光雄君） 茶屋委員のほうからアドバイスいただいたことについては参考にさせていただいて、定期的にお知らせ版等により広報活動のほうは行っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（本田秀一君） 4款衛生費、終わってもよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

◎散会の宣告

○委員長（本田秀一君） 告知した時間になりましたので、本日の特別委員会を閉じたいと思います。お疲れさまでした。

明日2日目はこの場所で午前10時から行いますので、よろしく願いします。
散会いたします。

（午後 3時02分）